

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金  
について」

平成30年12月

会計検査院



会計検査院は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、平成23年10月に「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」を国会及び内閣に報告し、国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金についての検査結果を記述している。そして、その中で、地方公共団体等の基金保有額は依然として多額であることから、基金事業の必要性、基金規模等に留意しつつ、今後も基金事業の実施状況等について引き続き注視していくこととするとしているところである。

一方、各府省は、26年4月から、国庫補助金等の交付を受けるなどして地方公共団体等に設置造成された基金について、基金別に執行状況等の点検を行い、余剰金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すことなどとなっている。また、26年10月に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）が改正され、これまで法令上明確でなかった基金事業の性質が規定された。そして、「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」（平成26年10月財計第2534号）によれば、各府省は基金造成費補助金等によることなく対応することが可能か不断に検討するとともに、基金の額が過大であるか否かについて不断に確認することなどとされている。

本報告書は、以上のような経緯等を踏まえて、国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金や基金事業の状況、基金規模の状況等について検査を行い、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成30年12月  
会計検査院



# 目次

1	検査の背景	1
	(1) 基金の概要	1
	(2) 政府による基金に係る制度の見直しなどの状況	2
	ア 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」による見直し	2
	イ 行政事業レビューによる基金の見直し、公表等	2
	ウ 「経済財政運営と改革の基本方針2014」における基金に係る方針	3
	エ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の改正等	4
	(3) 地方公共団体等及び基金法人等に設置造成されている基金の状況	6
	(4) 過去の会計検査の状況	7
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	8
	(1) 検査の観点及び着眼点	8
	(2) 検査の対象及び方法	9
3	検査の状況	9
	(1) 地方公共団体等に設置造成された基金の推移等	9
	ア 都道府県別の基金数及び基金保有額の推移等	9
	イ 府省別の基金数及び国庫補助金等相当額の推移等	12
	ウ 地方公共団体等の種類別の基金数及び基金保有額の推移等	13
	エ 運営形態別の基金数及び基金保有額の推移等	14
	オ 基金の運用方法別の基金保有額の状況	15
	(2) 改正適正化令の適用状況等	17
	ア 基金事業としての性質の該当性の状況等	18
	イ 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等	21
	ウ 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等	24
	エ 国庫返納に係る規定の整備状況等	28
	(3) 基金規模等の状況	30
	ア 取崩し型の基金	30
	イ 回転型の基金	32

4	所見	34
	(1) 検査の状況の概要	34
	(2) 所見	39
	別表	43

- ・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・図表中の金額欄の「0」は単位未満があること、「-」は皆無であることを示す。

# 事例一覧

[基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要がある と考えられるもの] ＜事例1＞	20
[適用対象補助金であるが、交付要綱等において基本的事項の公表が定められ ていなかったもの] ＜事例2＞	22
[各府省による基金に関する情報の公表及び地方公共団体等による基本的事項 等の公表のいずれも行われていなかったもの] ＜事例3＞	24
[相互に配分変更することができない基金を合算して保有割合を算定してい て、基金規模の妥当性を適切に確認できない状況となっていたもの] ＜事例4＞	27
[今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されておらず、過去3か 年度以上において基金事業の実績がなかったもの] ＜事例5＞	32
[余剰金の自主納付制度が都道府県において十分に活用されているかについて 十分に確認できていないなどの状況となっていたもの] ＜事例6＞	33





国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について

検査対象	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、47都道府県、1,009市町村、166公益法人その他の法人等	
検査の対象とした基金の概要	都道府県、市町村、公益法人その他の法人等が、国庫補助金等の交付を受けて単年度では完結しない特定の目的を持つ事務又は事業を行う場合に設置造成するもの	
検査の対象とした基金数	3,918基金	
上記のうち平成28年度末における基金数及び基金保有額	1,578基金	1兆0757億円
上記のうち国庫補助金等相当額		7005億円

1 検査の背景

(1) 基金の概要

(注1)

国は、地方公共団体及び法人等が、基金を設置又は積増し（以下「設置造成」という。）して、単年度では完結しない特定の目的を持つ事務又は事業（以下「基金事業」という。）を実施する場合に、その基金の設置造成に必要な資金の全部又は一部を対象として、当該地方公共団体及び法人等に国庫補助金又は国庫交付金（以下「国庫補助金等」という。）を直接又は間接に交付している。そして、国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成した地方公共団体及び法人等は、国の交付要綱等に基づき、設置造成した基金を他の事業の財源と区分して経理し、基金事業を実施している。

上記の基金を運営形態別に分類すると、おおむね次のとおりとなる。

① 取崩し型

基金を各事業の財源に充てることによって費消していくもの

② 回転型

貸付けなど基金を繰り返し回転させて使用するもの

③ 保有型

基金を債務保証等の信用力の基盤となる財源として保有するもの

④ 運用型

基金を運用元本として、その運用益を事業の財源に充てていくもの

(注1) 法人等 独立行政法人、特別民間法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(2) 政府による基金に係る制度の見直しなどの状況

政府は、これまで基金に係る制度の見直しなどについて検討を行っており、平成18年以降、政府が実施した主な見直しなどの状況は、次のとおりである。

ア 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」による見直し

政府は、18年8月に、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。）を閣議決定し、国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。以下、この基金基準の対象となる法人を「基金法人」という。）が当該基金により実施している事業に関して、国庫補助金等の交付元府省が国庫補助金等の交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準を定めている。

基金基準において、各府省は、国庫補助金等を交付する際に、基金事業を終了する時期（以下「終期」という。）を設定し、これを交付要綱等に明記するとともに、基金法人において、①少なくとも5年に1回は定期的に見直しをすること、②あらかじめ事業の効果に着目して定めた目標の達成度を評価し、当該結果を公表すること、③定期的な見直しの際に、基金の規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握するために、基金事業に要する費用に対する保有金額等の割合（以下「保有割合」という。）を合理的な事業見直しなどを用いて算出すること、④直近3年以上事業実績がない基金、保有割合が1を大幅に上回っている基金等の使用見込みの低い基金については、定期的な見直しの際に国庫補助金等の国庫への返納等その基金の取扱いを検討することなどの基準を明記することとなっている。また、基金法人及び各府省は、基金の名称、基金額、終期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標等を公表することとなっている。

イ 行政事業レビューによる基金の見直し、公表等

政府は、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するために、行政改革を政府一体となって、総合的かつ積極的に推進することを目的として、25年

1月に閣議決定により内閣に行政改革推進本部を設置するとともに、行政改革に関する重要事項の調査審議等を実施するために、同本部の下に行政改革推進会議を設置した。

そして、同会議は、「今後の行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月行政改革推進会議）及び「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月行政改革推進会議。以下「実施要領」という。）を策定して行政事業レビューの実施とその詳細を決定し、政府は、その取組として「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月閣議決定）を閣議決定した。これにより、各府省は、実施要領等に基づき、国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成した地方公共団体及び国庫補助金等の交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金により基金を設置造成した法人等（以下、これらを合わせて「地方公共団体等」という。）に係る基金並びに基金法人及び国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する独立行政法人等（以下、これらを合わせて「基金法人等」という。）に係る基金について、基金別に執行状況等の点検を行っている。また、基金の名称、基金額、基金事業の概要、成果目標、成果実績、収支の状況、基金方式（国庫補助金等により設置造成された基金により事業を実施する方式をいう。）の必要性等について、地方公共団体等に設置造成された基金については、26年度以降、「地方公共団体等保有基金執行状況表」（以下「執行状況表」という。）により、基金法人等に設置造成された基金（執行状況表により公表している基金を除く。）については、それ以前の25年度以降、「基金シート」により、それぞれ基金の設置造成に充てられた資金を予算計上した各府省が毎年度9月末を目途に前年度の状況を公表することとなっている。さらに、基金法人等に設置造成された基金については、基金シートを通じた各府省の自己点検等の取組状況は、25年から公表されて明らかとなっている。一方、地方公共団体等に設置造成された基金については、各府省において、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、基金法人等に設置造成された基金と同様に基金の執行状況等の自己点検等を行い、余剰金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すこととなっており、各府省の執行状況表を通じた自己点検等の取組状況は、30年9月から公表されることとなった。

ウ 「経済財政運営と改革の基本方針2014」における基金に係る方針

「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月閣議決定。以下「基本方

針」という。)によれば、公的部門の改革の推進における財政の質の向上を図るための政府の方針として、基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、基金の設置造成については、財政規律の観点から、厳に抑制するとともに、国から交付された補助金等により独立行政法人、公益法人等や地方公共団体に造成された基金の執行状況を全て公表して、使用実績も踏まえながら使用見込みの低い基金については返納を検討するとされている。

エ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の改正等  
(注2)

各省各庁の長が基金造成費補助金等を交付する場合に補助事業者等に対して付すべき条件の明確化を図るために、26年10月に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第341号。以下「改正政令」という。)が施行され、これにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)が改正された(以下、改正後の施行令を「改正適正化令」という。)。そして、改正適正化令第4条第2項の規定において、これまで法令上明確でなかった基金事業の性質について、「複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの」と規定された。また、国庫補助金等の交付の目的を達成するために必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項等を定めるものとする事となっていて、同項の規定において、国庫補助金等が基金造成費補助金等に該当する場合には、次の事項を定めることとなっている。

- (ア) 基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと
- (イ) 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと
- (ウ) 基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと

また、26年10月に、改正政令の施行に関し必要な事項を示すために、財務大臣は、

各省各庁の長宛てに「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」（平成26年10月財計第2534号。以下「指針」という。）を発出した。

指針によれば、具体の事務又は事業が、前記の「複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの」に該当するか否かについては、個々に判断することとなるが、①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業、③当該事業の実施が他の事業の進捗に依存するものについては、基金事業の性質に該当し得ると考えられるとされている。他方、これら以外の事務又は事業については、基金造成費補助金等によることなく対応することが可能か不断に検討すべきであるとされている。さらに、指針において、各省各庁の長は、保有割合、保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度等の情報を交付要綱等に基づき毎年度報告させて、これらの情報に基づき毎年度基金の見直しを行うとともに、これらの情報を基金シートや執行状況表により公表することとなっている。そして、基金法人等に設置造成された基金については、基金基準に従うなどして、地方公共団体等に設置造成された基金については、基金基準を参考として、それぞれ、あらかじめ基金の廃止時期を設定するとともに、当該廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認することなどとなっている。

また、改正適正化令（第4条第2項）は、改正政令の施行後に、基金を設置するために交付する基金造成費補助金等及び既存の基金に積増しを行うために交付する基金造成費補助金等を対象とするものであるが、前記の(ア)から(ウ)までの各事項に関しては、積増しを行わない基金も、補助事業者等と協議して、できる限り、交付要綱等に改正適正化令と同旨の内容を盛り込むよう努めるものとなっている。

(注2) 基金造成費補助金等 補助事業者等が基金事業の財源として設置造成する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する国庫補助金等

このように、基金法人等に設置造成されている基金については、18年度に定められた基金基準に基づくなどして10年以上にわたり見直しが行われてきており、基金シートを通じた各府省の自己点検等の取組状況は、25年から公表されて明らかとなっている

る。一方、地方公共団体等に設置造成されている基金については、26年10月の改正政令の施行に伴う見直しや前記の行政事業レビューによる見直しなどが行われており、各府省の自己点検等の取組状況は、30年9月から公表されることとなった。

(3) 地方公共団体等及び基金法人等に設置造成されている基金の状況

各府省が公表している執行状況表及び基金シートにより、地方公共団体等及び基金法人等に設置造成されている基金について、28年度の状況をみると、図表1のとおり、基金数は計2,566基金あり、基金保有額は計5兆6674億余円（国庫補助金等相当額計4兆9578億余円）と多額となっている。そして、地方公共団体等に設置造成されている基金は、基金法人等に設置造成されている基金の基金数の約3.7倍となっており、基金保有額も依然として多額となっている。

図表1 地方公共団体等及び基金法人等に設置造成されている基金に係る基金数及び基金保有額の状況（平成28年度）

(単位：基金、億円)

区分	基金数	基金保有額	
			うち国庫補助金等相当額
地方公共団体等	2,021	2兆9161	2兆4938
基金法人等	545	2兆7512	2兆4639
計	2,566	5兆6674	4兆9578

注(1) 各府省が平成29年度に公表した執行状況表及び基金シートの28年度の各数値を基にして会計検査院が集計したものである。

注(2) 基金数は、平成28年度中に国庫補助金等相当額がある基金の数である。また、基金保有額及び国庫補助金等相当額は、28年度末の数値である。

注(3) 「地方公共団体等」欄の基金保有額及び国庫補助金等相当額は、電源立地地域対策交付金基金の文部科学、経済産業両省共管分の重複分（34億余円）を控除している。

また、28年度における府省別基金保有額等の状況をみると、図表2のとおり、基金保有額が最も多いのは、復興庁で計2兆1820億余円（153基金）、次いで農林水産省で計1兆0694億余円（752基金）となっている。

図表2 府省別基金保有額等の状況（平成28年度）

（単位：基金、億円）

府省名	地方公共団体等			基金法人等			計		
	基金数	基金保有額		基金数	基金保有額		基金数	基金保有額	
		うち国庫補助金等相当額	うち国庫補助金等相当額		うち国庫補助金等相当額	うち国庫補助金等相当額			
内閣府	81	566	457	0	-	-	81	566	457
復興庁	128	1兆6718	1兆6718	25	5101	4963	153	2兆1820	2兆1682
総務省	0	-	-	1	0	0	1	0	0
外務省	0	-	-	1	123	123	1	123	123
財務省	0	-	-	1	34	21	1	34	21
文部科学省	61	217	217	2	1093	1093	63	1310	1310
厚生労働省	753	7635	4585	9	1833	1833	762	9468	6418
農林水産省	378	1104	712	374	9589	8209	752	1兆0694	8921
経済産業省	280	1522	1256	90	4242	3970	370	5764	5227
国土交通省	67	41	33	26	3911	3685	93	3953	3718
環境省	98	1148	752	11	1349	507	109	2498	1259
防衛省	175	240	238	1	1	1	176	242	240
総務省、経済産業省及び環境省	0	-	-	1	0	0	1	0	0
総務省及び経済産業省	0	-	-	1	-	-	1	-	-
国土交通省及び環境省	0	-	-	1	230	230	1	230	230
経済産業省、国土交通省及び環境省	0	-	-	1	-	-	1	-	-
計	2,021	2兆9161	2兆4938	545	2兆7512	2兆4639	2,566	5兆6674	4兆9578

注(1) 各府省が平成29年度に公表した執行状況表及び基金シートの28年度の各数値を基にして会計検査院が集計したものである。

注(2) 基金数は、平成28年度中に国庫補助金等相当額がある基金の数である。また、基金保有額及び国庫補助金等相当額は、28年度末の数値である。

注(3) 「地方公共団体等」欄の基金保有額及び国庫補助金等相当額は、電源立地地域対策交付金基金の文部科学、経済産業両省共管分の重複分（34億余円）を控除している。

#### (4) 過去の会計検査の状況

会計検査院は、従来、国庫補助金等により設置造成された基金について検査を行っているところであり、地方公共団体等に設置造成された基金については、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、23年10月に国会及び内閣に報告した「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」において、地方公共団体等が主体的に基金事業の見直しに努めるとともに、国庫補助金等の交付元府省において交付要綱等に基金事業の見直しの基準等を明記したり、使用見込みのない余剰金がある場合に国庫補助金等相当額を国に返還する旨の規定を定めたりなどして、基金が適切な基金規模となるよう努める必要があるとの所見を記述している。

また、同法第30条の3の規定に基づき、29年4月に参議院に報告した「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」において、国庫補助金等を原資として設置造成が行われる基金により復旧・復興事業として実施

される事業（以下「復興関連基金事業」という。）について、国は、国からの国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成した地方公共団体、公益法人その他の団体と十分に連携して適切な基金の執行管理を行うとともに、使用見込みのない余剰金等が生じている場合には、これを国庫に返納することを要請するなど、資金が適切かつ有効に活用されるよう努めること、また、東日本大震災復興交付金を原資として基金の設置造成等を行うなどして実施される事業（以下「復興交付金事業」という。）について、基金を設置造成して実施する事業において取崩未済額が多額となっている状況等を踏まえて、国は、適切な同交付金の配分を行うとともに、事業が完了して生じた残余額等について、着実な縮小を図ることなどに留意するなどして、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要があるとの所見を記述している。

これらのほか、会計検査院は、個別の基金について、同法第34条又は第36条の規定に基づき意見を表示し又は処置を要求するなどしており、平成27年度決算検査報告を例にとると「地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の交付額の算定に当たり、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組に係る加算分の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」などを掲記している。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

### (1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、地方公共団体等に設置造成されている基金は、28年度において、基金法人等に設置造成されている基金の基金数の約3.7倍となっており、基金保有額も依然として多額となっている。そして、基金法人等に設置造成されている基金については、18年度に定められた基金基準に基づくなどして10年以上にわたり見直しが行われており、基金シートを通じた各府省の自己点検等の取組状況は、25年から公表されて明らかとなっている。一方、地方公共団体等に設置造成されている基金については、26年10月の改正政令の施行に伴う見直しや前記の行政事業レビューによる見直しなどが行われており、各府省の自己点検等の取組状況は、30年9月から公表されることとなった。

そこで、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、地方公共団体等に設置造成されている基金について、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 地方公共団体等に設置造成された基金の基金数、基金保有額及び基金の運用方法がどのような状況となっているか。



イ 基金事業として実施されている事業が改正適正化令に規定された基金事業としての性質に該当するものとなっているか、基金の基本的事項の公表に係る規定が適切に整備されているかなど、改正適正化令の適用状況等はどのようになっているか。

ウ 基金規模はどのような状況となっているか、基金規模の確認は適切に行われているか。

## (2) 検査の対象及び方法

国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金のうち、24年度から28年度までに存在した基金（復興関連基金事業及び復興交付金事業に係る基金並びに23年度末までに基金事業が終了した基金を除く。）を対象として、これらの基金を所管している9府省及び47都道府県等から特別調書等の提出を受け、特別調書により特定できた3,918基金について、その内容を分析するとともに、9府省及び18都道府県において実績報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 9府省 内閣府、総務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注4) 47都道府県等 47都道府県、1,009市町村及び都道府県等から間接交付された資金により基金を設置造成した166公益法人その他の法人等。ただし、福島県の原子力災害に伴う避難指示区域等に指定された11市町村は含めていない。

(注5) 18都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、福島、埼玉、千葉、神奈川、新潟、福井、静岡、愛知、兵庫、鳥取、福岡、沖縄各県

## 3 検査の状況

### (1) 地方公共団体等に設置造成された基金の推移等

上記の3,918基金について、24年度から28年度までの各年度末における基金数（各年度末時点において国庫補助金等相当額がない基金を除く。以下同じ。）及び基金保有額の合計について、24年度末と28年度末を比較してみると、基金数は、24年度末計2,038基金、28年度末計1,578基金、基金保有額は、24年度末計2兆1684億余円（国庫補助金等相当額計1兆8849億余円）、28年度末計1兆0757億余円（同計7005億余円）となっており、28年度末における基金数は対24年度末比で77.4%、同基金保有額は同49.6%（国庫補助金等相当額は同37.1%）と基金数及び基金保有額共に減少傾向となっている。さらに、都道府県別、府省別、地方公共団体等の種類別及び運営形態別の基金数等の推移等並びに基金の運用方法別の基金保有額の状況をみると、それぞれ次のとおりとなっている。

ア 都道府県別の基金数及び基金保有額の推移等

都道府県別の基金数及び基金保有額の推移等は、図表3のとおりであり、28年度末において、基金数が最も多いのは北海道で71基金、最も少ないのは秋田県で20基金となっている。基金保有額が最も多いのは東京都で829億余円、最も少ないのは滋賀県で68億余円となっている。そして、28年度末における基金数は、対24年度末比で見ると、沖縄県を除く都道府県で減少しており、基金保有額は、対24年度末比で見ると、全ての都道府県で減少している。

図表3 都道府県別の基金数及び基金保有額の推移等（平成24年度末～28年度末）

都道府県	(単位：基金、百万円)											
	平成24年度末		25年度末		26年度末		27年度末		28年度末		対24年度末比(B/A)	
	基金数	基金保有額 (うち国庫補助金 等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助金 等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助金 等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助金 等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助金 等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助金 等相当額)
北海道	78	96,906 (82,300)	135	122,896 (108,715)	80	49,265 (36,711)	80	45,308 (30,828)	71	41,280 (28,674)	91.0%	42.5%
青森県	80	46,832 (40,544)	99	49,766 (43,218)	83	36,021 (29,506)	73	32,429 (25,456)	63	27,764 (20,864)	78.7%	59.2%
岩手県	33	35,368 (31,550)	49	42,077 (38,186)	32	25,366 (21,723)	30	21,828 (18,132)	29	19,968 (15,782)	87.8%	56.4%
宮城県	53	55,091 (50,241)	66	56,812 (51,857)	54	30,791 (25,750)	51	22,717 (15,636)	44	23,547 (15,462)	83.0%	42.7%
秋田県	31	25,891 (22,313)	37	30,951 (26,365)	29	13,424 (9,657)	22	10,595 (6,573)	20	11,639 (6,767)	64.5%	44.9%
山形県	36	25,817 (21,649)	53	26,923 (22,365)	35	13,364 (8,817)	29	10,711 (5,596)	24	10,974 (6,073)	66.6%	42.5%
福島県	54	48,799 (42,730)	63	46,166 (38,990)	48	31,502 (24,359)	44	30,900 (21,854)	42	26,607 (17,983)	77.7%	54.5%
茨城県	50	52,098 (48,296)	60	52,663 (47,940)	53	30,108 (25,146)	46	22,464 (17,227)	44	23,806 (17,045)	88.0%	45.6%
栃木県	36	47,677 (42,589)	36	44,539 (39,259)	36	30,122 (24,489)	33	22,916 (16,096)	25	19,927 (13,003)	69.4%	41.7%
群馬県	34	32,724 (29,426)	39	28,567 (25,739)	33	31,586 (28,507)	28	12,032 (8,184)	23	13,666 (8,901)	67.6%	41.7%
埼玉県	36	64,498 (56,578)	44	53,450 (44,770)	35	38,518 (28,659)	31	31,234 (19,780)	28	37,618 (23,652)	77.7%	58.3%
千葉県	33	68,353 (60,682)	51	64,752 (56,211)	35	35,099 (26,118)	31	33,651 (20,939)	25	35,253 (21,762)	75.7%	51.5%
東京都	58	127,560 (115,826)	69	100,007 (82,810)	64	90,524 (71,601)	62	78,613 (51,864)	55	82,952 (53,766)	94.8%	65.0%
神奈川県	42	76,503 (67,158)	46	50,398 (39,991)	43	48,260 (37,363)	39	47,492 (31,673)	31	43,553 (27,600)	73.8%	56.9%
新潟県	52	53,086 (45,775)	67	93,023 (85,201)	47	34,811 (25,732)	45	35,690 (24,205)	34	33,899 (22,656)	65.3%	63.8%
富山県	35	30,507 (25,184)	49	44,731 (38,866)	36	20,328 (14,133)	32	16,975 (9,739)	26	14,675 (8,595)	74.2%	48.1%
石川県	39	25,494 (21,945)	50	30,340 (26,774)	42	14,984 (11,102)	38	11,859 (7,280)	33	10,940 (6,387)	84.6%	42.9%
福井県	62	35,173 (31,408)	68	42,576 (37,638)	66	32,738 (28,739)	65	27,722 (23,240)	50	24,053 (19,630)	80.6%	68.3%
山梨県	31	20,951 (16,415)	37	20,647 (16,149)	36	10,431 (5,809)	34	10,687 (5,271)	25	9,575 (5,222)	80.6%	45.7%
長野県	39	42,022 (31,506)	71	44,821 (33,846)	39	26,263 (14,782)	33	22,859 (10,828)	23	14,378 (7,679)	58.9%	34.2%
岐阜県	35	33,374 (29,722)	47	41,722 (37,145)	35	20,871 (16,400)	33	18,404 (12,594)	25	22,742 (16,533)	71.4%	68.1%
静岡県	44	56,387 (50,018)	53	43,700 (37,253)	45	33,950 (27,232)	40	25,093 (16,875)	34	25,484 (17,003)	77.2%	45.1%
愛知県	35	72,046 (64,801)	45	72,924 (65,322)	34	32,128 (23,459)	30	33,996 (21,111)	27	36,127 (22,506)	77.1%	50.1%
三重県	35	33,252 (29,336)	44	34,587 (30,811)	34	20,112 (16,003)	29	14,232 (10,743)	26	10,947 (7,331)	74.2%	32.9%
滋賀県	35	22,492 (19,991)	47	18,799 (16,425)	34	8,109 (5,915)	27	6,810 (4,286)	25	6,845 (4,068)	71.4%	30.4%
京都府	43	41,006 (37,112)	56	46,218 (40,091)	42	19,156 (14,861)	35	13,512 (8,473)	31	14,795 (8,996)	72.0%	36.0%
大阪府	33	122,592 (111,003)	47	96,474 (85,079)	32	58,203 (46,679)	31	54,260 (37,486)	25	61,899 (44,055)	75.7%	50.4%
兵庫県	34	103,903 (87,571)	45	81,164 (70,462)	37	50,742 (40,191)	31	41,538 (26,434)	25	38,280 (17,638)	73.5%	36.8%
奈良県	38	31,499 (28,126)	46	34,531 (31,157)	34	21,785 (18,298)	27	15,696 (11,386)	23	13,394 (8,710)	60.5%	42.5%
和歌山県	35	24,858 (19,221)	46	33,317 (27,256)	35	16,209 (10,293)	31	16,050 (9,323)	25	13,718 (7,889)	71.4%	55.1%
鳥取県	36	23,957 (21,847)	45	30,939 (28,640)	35	13,710 (11,236)	33	9,048 (6,216)	23	8,302 (5,320)	63.8%	34.6%
島根県	56	28,494 (25,608)	62	27,213 (24,284)	53	13,635 (10,496)	49	13,290 (8,953)	40	11,819 (7,311)	71.4%	41.4%
岡山県	36	31,456 (27,672)	47	27,303 (23,175)	34	16,912 (12,520)	30	16,036 (9,939)	26	14,066 (8,074)	72.2%	44.7%
広島県	37	41,696 (33,359)	47	36,072 (27,009)	41	26,349 (16,580)	37	25,195 (13,283)	30	21,074 (12,818)	81.0%	50.5%
山口県	60	30,743 (25,708)	63	33,193 (27,912)	54	18,957 (13,423)	48	19,618 (12,951)	42	16,307 (10,520)	70.0%	53.0%
徳島県	45	28,549 (25,420)	50	26,784 (23,823)	39	13,402 (10,176)	30	11,011 (7,416)	30	11,025 (7,049)	66.6%	38.6%
香川県	34	23,314 (19,954)	38	20,448 (16,895)	36	15,442 (11,453)	30	11,653 (6,924)	21	10,355 (6,104)	61.7%	44.4%
愛媛県	44	31,520 (26,648)	46	33,993 (28,869)	41	16,865 (11,806)	32	17,672 (11,154)	22	16,418 (10,512)	50.0%	52.0%
高知県	33	24,167 (21,001)	59	32,512 (29,946)	30	10,898 (8,154)	27	9,495 (5,992)	21	8,786 (5,210)	63.6%	36.3%
福岡県	62	84,245 (72,675)	88	83,001 (71,168)	63	50,439 (38,074)	58	40,188 (25,529)	54	35,559 (21,132)	87.0%	42.2%
佐賀県	45	29,085 (25,912)	57	34,413 (31,095)	49	22,715 (19,262)	45	17,962 (14,137)	42	13,997 (10,504)	93.3%	48.1%
長崎県	51	43,766 (35,379)	57	45,621 (37,396)	50	27,619 (18,973)	46	24,308 (15,031)	38	20,160 (13,154)	74.5%	46.0%
熊本県	39	40,315 (31,968)	56	44,945 (36,841)	40	22,397 (13,479)	37	22,040 (12,503)	31	19,448 (12,258)	79.4%	48.2%
大分県	37	24,359 (20,848)	46	31,189 (27,219)	39	17,304 (12,869)	37	14,099 (8,970)	35	13,327 (8,472)	94.5%	54.7%
宮崎県	42	29,099 (25,396)	55	35,454 (32,289)	39	14,071 (10,686)	35	11,581 (7,421)	32	11,126 (6,618)	76.1%	38.2%
鹿児島県	47	39,580 (32,857)	59	41,086 (34,256)	43	25,846 (18,717)	44	20,559 (12,686)	43	20,388 (12,756)	91.4%	51.5%
沖縄県	55	61,363 (51,632)	67	57,695 (47,609)	70	54,808 (44,348)	73	51,865 (40,043)	67	53,241 (40,467)	121.8%	86.7%
計	2,038	2,168,490 (1,884,925)	2,607	2,191,421 (1,894,455)	2,044	1,306,160 (1,000,305)	1,851	1,123,918 (748,281)	1,578	1,075,724 (700,534)	77.4%	49.6%

注(1) 「都道府県」には、市町村及び都道府県等から間接交付された資金により基金を設置造成した法人等を含む。

注(2) 復興関連基金事業及び復興交付金事業に係る基金を含めていないなどのため、図表1及び図表2の地方公共団体等の計数とは一致しない。

## イ 府省別の基金数及び国庫補助金等相当額の推移等

府省別の基金数及び国庫補助金等相当額の推移等は、図表4のとおりであり、28年度末における基金数が最も多いのは厚生労働省所管の基金で474基金、最も少ないのは総務省所管の基金で23基金となっている。国庫補助金等相当額が最も多いのは厚生労働省所管の基金で4605億余円、最も少ないのは総務省所管の基金で2億余円となっている。そして、28年度末における基金数は、対24年度末比で見ると、農林水産、国土交通、環境、防衛各省で増加しているが、他の府省では減少している。国庫補助金等相当額は、対24年度末比で見ると、防衛省で増加しているが、他の府省では減少している。

総務省所管の基金で、基金数及び国庫補助金等相当額が25年度末に一旦大きく増加し、26年度末に大きく減少しているのは、25年度に地域の元気臨時交付金基金670基金（国庫補助金等相当額計6368億余円）が設置造成され、26年度にこれら基金の事業が執行され、660基金が廃止されたなどのためである。

厚生労働省所管の基金で、基金数及び国庫補助金等相当額が24年度末から28年度末にかけて大きく減少しているのは、国保高齢者医療制度円滑導入基金（24年度末国庫補助金等相当額計2067億余円）や介護基盤緊急整備臨時特例基金（同計1120億余円）等の基金保有額が大きい基金が終期を迎えて、376基金が廃止されたなどのためである。

防衛省所管の基金で、基金数及び国庫補助金等相当額が28年度末まで増加しているのは、「特定防衛施設周辺整備調整交付金により造成された基金」が増加したことなどによるものである。

図表4 府省別の基金数及び国庫補助金等相当額の推移等（平成24年度末～28年度末）

（単位：基金、百万円）

府省	平成24年度末		25年度末		26年度末		27年度末		28年度末		対24年度末比 (B/A)	
	A								B			
	基金数	国庫補助金 等相当額	基金数	国庫補助金 等相当額	基金数	国庫補助金 等相当額	基金数	国庫補助金 等相当額	基金数	国庫補助金 等相当額	基金数	国庫補助金 等相当額
内閣府	102	41,733	61	39,966	60	37,132	54	37,300	52	37,209	50.9%	89.1%
総務省	72	10,093	715	536,904	54	19,056	35	707	23	270	31.9%	2.6%
文部科学省	105	49,809	107	48,662	98	38,686	56	22,257	53	11,830	50.4%	23.7%
厚生労働省	777	1,511,250	658	942,441	736	602,774	614	447,101	474	460,548	61.0%	30.4%
農林水産省	315	131,793	341	156,261	336	125,727	332	90,732	326	69,083	103.4%	52.4%
経済産業省	364	99,854	360	101,974	356	103,204	351	96,643	253	81,143	69.5%	81.2%
国土交通省	53	3,887	57	3,488	51	3,445	57	3,409	62	3,416	116.9%	87.8%
環境省	85	22,480	125	48,999	138	52,142	112	28,086	88	15,018	103.5%	66.8%
防衛省	165	14,021	183	15,755	215	18,138	240	22,041	247	22,013	149.6%	157.0%
計	2,038	1,884,925	2,607	1,894,455	2,044	1,000,308	1,851	748,281	1,578	700,534	77.4%	37.1%

注(1) 平成24年度末から28年度末までの間に、他府省から移管された基金については、移管先府省に計上している。

注(2) 復興関連基金事業及び復興交付金事業に係る基金を含めていないなどのため、図表1及び図表2の地方公共団体等の計数とは一致しない。

#### ウ 地方公共団体等の種類別の基金数及び基金保有額の推移等

地方公共団体等の種類別の基金数及び基金保有額の推移等は、図表5のとおりであり、28年度末における基金数及び基金保有額が最も多いのは、都道府県に設置造成されている基金で1,022基金、9781億余円（国庫補助金等相当額6190億余円）、最も少ないのは、その他の法人等に設置造成されている基金で13基金、27億余円（同16億余円）となっている。そして、28年度末における基金数は、対24年度末比で見ると、市町村で増加しているが、他の地方公共団体等の種類では減少している。基金保有額は、対24年度末比で見ると、全ての地方公共団体等の種類において減少している。

図表5 地方公共団体等の種類別の基金数及び基金保有額の推移等（平成24年度末～28年度末）

(単位：基金、百万円)

年度 地方公共団体等の種類	平成24年度末 A		25年度末		26年度末		27年度末		28年度末 B		対24年度末比 (B/A)	
	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)
都道府県	1,330	1,718,292 (1,494,190)	1,281	1,776,513 (1,534,942)	1,308	1,129,529 (871,266)	1,196	982,847 (653,922)	1,022	978,177 (619,052)	76.8%	56.9% (41.4%)
市町村	495	163,847 (155,242)	1,143	267,209 (252,577)	556	88,122 (81,111)	532	77,568 (69,792)	527	75,547 (67,271)	106.4%	46.1% (43.3%)
公益法人	140	73,808 (25,270)	117	63,952 (25,233)	116	62,394 (23,708)	106	59,326 (22,113)	16	19,227 (12,559)	11.4%	26.0% (49.6%)
その他の法人等	73	212,541 (210,222)	66	83,745 (81,702)	64	26,114 (24,222)	17	4,175 (2,452)	13	2,771 (1,649)	17.8%	1.3% (0.7%)
計	2,038	2,168,490 (1,884,925)	2,607	2,191,421 (1,894,455)	2,044	1,306,160 (1,000,308)	1,851	1,123,918 (748,281)	1,578	1,075,724 (700,534)	77.4%	49.6% (37.1%)

注(1) その他の法人等は、特別民間法人、一般財団法人、一般社団法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、法人格のない組合等である。

注(2) 復興関連基金事業及び復興交付金事業に係る基金を含めていないなどのため、図表1及び図表2の地方公共団体等の計数とは一致しない。

#### エ 運営形態別の基金数及び基金保有額の推移等

運営形態別の基金数及び基金保有額の推移等は、図表6のとおりであり、28年度末における基金数及び基金保有額が最も多いのは、取崩し型の基金で885基金、5112億余円（国庫補助金等相当額4009億余円）となっている。そして、28年度末における基金数は、対24年度末比で見ると、取崩し型及び回転型両者の性質を有するなどの運営形態（以下「複合型」という。）の基金で増加しているが、他の運営形態の基金では減少している。また、基金保有額は、対24年度末比で見ると、回転型の基金及び複合型の基金で増加しているが、他の運営形態の基金では減少しており、特に保有型の基金は、経済産業省所管の債務保証基金のみであり、28年度末までに終期を迎えて国庫補助金等相当額が国庫返納されている。

図表6 運営形態別の基金数及び基金保有額の推移等（平成24年度末～28年度末）

（単位：基金、百万円）

年度 運営形態	平成24年度末 A		25年度末		26年度末		27年度末		28年度末 B		対24年度末比 (B/A)	
	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)	基金数	基金保有額 (うち国庫補助 金等相当額)
取崩し型	1,227	1,554,471 (1,539,715)	1,822	1,565,098 (1,551,834)	1,273	738,779 (717,972)	1,047	544,308 (459,966)	885	511,226 (400,921)	72.1%	32.8% (26.0%)
回転型	111	31,337 (20,623)	112	32,140 (21,435)	111	32,874 (21,706)	108	33,156 (22,210)	107	34,296 (22,440)	96.3%	109.4% (108.8%)
保有型	11	1,876 (662)	9	1,442 (621)	9	1,452 (621)	9	1,454 (621)	0	- (-)	0.0%	0.0% (0.0%)
運用型	270	151,784 (58,024)	247	145,072 (54,664)	244	144,270 (54,254)	237	142,481 (52,576)	153	96,183 (37,978)	56.6%	63.3% (65.4%)
複合型	419	429,021 (265,899)	417	447,667 (265,898)	407	388,784 (205,753)	450	402,516 (212,906)	433	434,017 (239,193)	103.3%	101.1% (89.9%)
計	2,038	2,168,490 (1,884,925)	2,607	2,191,421 (1,894,455)	2,044	1,306,160 (1,000,308)	1,851	1,123,918 (748,281)	1,578	1,075,724 (700,534)	77.4%	49.6% (37.1%)

注(1) 運営形態は、国庫補助金等ごとに分類している。

注(2) 復興関連基金事業及び復興交付金事業に係る基金を含めていないなどのため、図表1及び図表2の地方公共団体等の計数とは一致しない。

#### オ 基金の運用方法別の基金保有額の状況

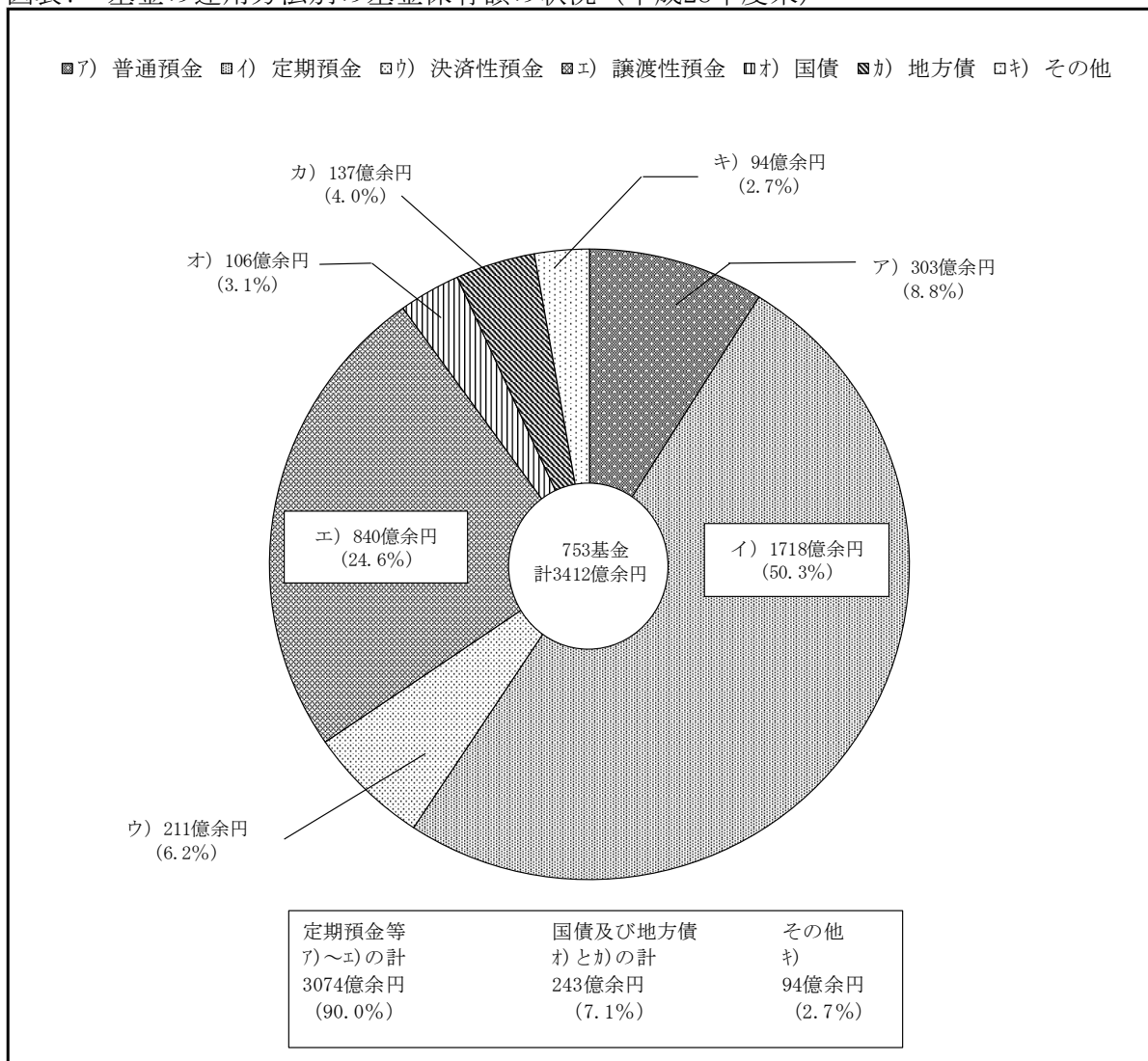
基金事業が安定的に実施されるためには、資金需要に対応するよう適切に基金を運用して管理を行う必要がある。基金の運用について、全ての地方公共団体等に適用される規定や基準はないが、地方公共団体については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないこととなっている。また、条例において、基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法で保管し、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとなっているものが多くなっている。

そこで、前記28年度末計1,578基金のうち、岩手、宮城、福島各県並びに当該3県の市町村及び当該3県から間接交付された資金により法人等に設置造成された115基金<sup>(注6)</sup>を除く基金（以下「28年度末対象基金」という。）1,463基金について、基金の運用方法をみると、基金保有額を個別に運用しているとしていたものは753基金（28年度末基金保有額計3412億余円）となっていた。そして、当該753基金について、28年度末における基金の運用方法別の基金保有額の状況をみたところ、図表7のとおり、定期預金等の預金により運用しているとしていたものが計3074億余円（28年度末基金保有額3412億余円の90.0%）、国債及び地方債により運用しているとしていたものが計243億余円（同7.1%）、社債、株式等のその他の方法により運用しているとしていたものが計94億余円（同2.7%）となっており、基金ごとにみたところ、

24年度から28年度までの間の各年度において運用損が生じている状況は見受けられなかった。

(注6) 検査対象年度とした平成24年度から28年度までの間は、23年3月に発生した東日本大震災に係る集中復興期間と重なっており、甚大な被害を受けるなどした岩手、宮城、福島各県並びに当該3県の市町村及び当該3県から間接交付された資金により法人等に設置造成された115基金は、通常期と状況が大きく異なり、比較に適さないと考えられることなどから、対象から除外している。

図表7 基金の運用方法別の基金保有額の状況（平成28年度末）



以上のように、24年度末から28年度末までの間、地方公共団体等に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額は、減少傾向となっているものの、28年度末においても多額の基金が保有されている。また、28年度末対象基金1,463基金のうち、基金保有額を個別に運用しているとしていた753基金について、28年度末における基金の運用方法別の基金保有額の状況をみところ、その大半が預金や国債等の債券により保有



されている状況であり、その他の方法により運用されているものもあるが、基金ごとにみたところ、24年度から28年度までの間の各年度において運用損が生じている状況は見受けられなかった。

## (2) 改正適正化令の適用状況等

会計検査院は、前記のとおり、23年10月に「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」を国会及び内閣に報告したところである。そして、その後、26年10月に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令が改正され、改正適正化令第4条第2項の規定において、基金事業の性質が規定されるとともに、基金造成費補助金等の交付に当たり、各省各庁の長が定める基本的事項を公表すべきこと、基金の額及び基金事業の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合等は、基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことなどを交付の条件として定めることとなった。

改正適正化令（第4条第2項）は、前記のとおり、指針において、改正政令の施行後に、基金を設置するために交付する基金造成費補助金等及び既存の基金に積増しを行うために交付する基金造成費補助金等を対象とするものであるが、積増しを行わない基金も、補助事業者等と協議して、できる限り、交付要綱等に改正適正化令と同旨の内容を盛り込むよう努めるものとなっている。

上記のような状況を踏まえると、改正政令の施行後に補助事業者等が基金を設置するため及び既存の基金に積増しを行うために交付される国庫補助金等（以下「適用対象補助金」という。）、改正政令の施行前に設置され、かつ、改正政令の施行後に積増しが行われていないなどの基金に係る国庫補助金等（以下「適用対象外補助金」という。）の別にかかわらず、国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について、改正適正化令で規定されているように、交付の条件を交付要綱等に定めて、基金事業として実施することの必要性を不断に検討すること、基金に関する情報の公表を適時適切に行うこと、基金規模の妥当性について不断に検討するとともに、基金の規模が過大であると認められる場合に国庫返納が適時適切に行われることなどが重要である。

28年度末対象基金1,463基金を設置造成するために交付された国庫補助金等70補助金について、適用対象補助金と適用対象外補助金に分類すると、図表8のとおり、適用対

象補助金が26補助金（889基金、70補助金の37.1%、28年度末基金保有額6844億余円）、適用対象外補助金が44補助金（574基金、同62.8%、同3211億余円）となっており、28年度末において適用対象外補助金が6割強ある状況となっている。

図表8 適用対象補助金及び適用対象外補助金の状況（平成28年度末）

（単位：補助金、基金、百万円、%）

区分 国庫補助金等の別	国庫補助金等数 (基金数)	割合	基金保有額	割合
適用対象補助金	26 (889)	37.1	684,450	68.0
適用対象外補助金	44 (574)	62.8	321,150	31.9
計	70 (1,463)	100.0	1,005,600	100.0

そして、上記の70補助金（1,463基金）について、改正適正化令の趣旨を踏まえて、基金事業としての性質の該当性の状況等、基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等、保有割合等の報告に係る規定の整備状況等及び国庫返納に係る規定の整備状況等についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 基金事業としての性質の該当性の状況等

前記のとおり、指針によれば、具体の事務又は事業が「複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの」に該当するか否かについては、個々に判断することとなるが、①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業、③当該事業の実施が他の事業の進捗に依存するものについては、基金事業の性質に該当し得ると考えられるとされている。他方、これら以外の事務又は事業（以下「その他の事業」という。）については、各省各庁の長において基金造成費補助金等によることなく対応することが可能か不断に検討すべきであるとされている。

そこで、前記の70補助金（1,463基金）について、指針の趣旨を踏まえて、基金事業の性質を分類したところ、図表9のとおり、①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業としているものが14補助金（111基金、70補助金の20.0%）、②資金

の回収を見込んで貸付けなどを行う事業としているものが8補助金（222基金、同11.4%）、③事業の実施が他の事業の進捗に依存する事業としているものが1補助金（1基金、同1.4%）となっていた。

一方、残りの47補助金（1,129基金、同67.1%）については、その他の事業となっており、これが全体の7割弱を占める状況となっていた。これらの事業について、各府省は、比較的大規模な施設整備や改修等の工事であったり、事業の進捗状況によって弾力的な支出が必要となるものであったり、地域の関係者の意見を踏まえて、必要性、公益性の高い事業を計画し、課題の解決に取り組むものであったりなどして、基金事業としての性質に該当するとしている。

図表9 基金事業の性質の分類（平成28年度末）

（単位：補助金、%、基金、百万円）

区分 国庫補助金等の別	国庫補助金等数 (A)	① 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業			② 資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業			③ 事業の実施が他の事業の進捗に依存する事業			④ その他の事業						
		国庫補助金等数	基金数	基金保有額	国庫補助金等数	基金数	基金保有額	国庫補助金等数	基金数	基金保有額	国庫補助金等数	基金数	基金保有額				
		(A)に対する割合			(A)に対する割合			(A)に対する割合			(A)に対する割合						
適用対象補助金	26	3	11.5	89	197,531	2	7.6	74	14,626	1	3.8	1	2,464	20	76.9	725	469,828
適用対象外補助金	44	11	25.0	22	24,397	6	13.6	148	157,493	0	0.0	0	-	27	61.3	404	139,258
計	70	14	20.0	111	221,929	8	11.4	222	172,119	1	1.4	1	2,464	47	67.1	1,129	609,086

これら基金事業の性質がその他の事業となっている47補助金について、交付要綱等に定める対象事業の実施方法により分類したところ、図表10のとおり、a「地方公共団体等において基金事業又は国庫補助金等の交付を受けて単年度で実施する事業（以下「単年度型事業」という。）を事業内容により選択して実施することとしているもの」が19補助金（467基金、47補助金の40.4%）、b「基金事業のみにより実施することとしているもの」が28補助金（662基金、同59.5%）となっていた。

aについては、交付要綱等により、地方公共団体等において基金事業又は単年度型事業を事業内容により選択することとしていることから、これら19補助金については、各府省は、地方公共団体等において基金事業として実施されている事業が、基金事業の性質に該当しているか、基金事業として選択した事業ごとに確認することが重要である。

一方、bについては、交付要綱等により、あらかじめ基金事業のみにより実施する

こととしていることから、これら28補助金については、各府省は、交付要綱等において基金事業として実施することとした事業が、基金事業の性質に該当しているか、国庫補助金等ごとに地方公共団体等における事業の実態等を踏まえて確認することが重要である。

図表10 基金事業の性質が「その他の事業」となっている国庫補助金等の交付要綱等に定める対象事業の実施方法による分類（平成28年度末）

（単位：補助金、%、基金、百万円）

国庫補助金等の別	区分 「その他の事業」の国庫補助金等数 (A)	a 地方公共団体等において基金事業又は単年度型事業を事業内容により選択して実施することとしているもの				b 基金事業のみにより実施することとしているもの			
		国庫補助金等数	基金数	基金保有額	国庫補助金等数	基金数	基金保有額	(A)に対する割合	(A)に対する割合
適用対象補助金	20	12	60.0	444	87,191	8	40.0	281	382,636
適用対象外補助金	27	7	25.9	23	487	20	74.0	381	138,771
計	47	19	40.4	467	87,678	28	59.5	662	521,408

そして、基金事業の性質がその他の事業となっている上記47補助金のうち、農林水産省において、基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるものが、上記のbに属する基金事業のみにより実施することとしている国庫補助金等において2補助金（76基金、28年度末基金保有額429億余円）見受けられた。その事例を示すと、次のとおりである。

<事例1> 基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるもの

農林水産省は、中山間地域及びこれらの地域と一体的に事業を推進することが効果的と認められる地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることを目的として、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用等の促進に対する支援を行う事業（以下「保全対策事業」という。）を実施するために、平成5年度から9年度までに、44道府県に対して、農村地域整備開発促進費補助金計109億9200万円を交付し、各道府県は当該補助金及び自己資金を原資として、それぞれ中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金（以下「ふるさと基金」という。）を設置造成している。

そして、28年度末時点で既にふるさと基金が廃止されていた2県を除く42道府県において、基金の運用益を用いるなどして保全対策事業が実施されており、岩手、宮城、福島各県を除く39道府県における28年度末基金保有額は計271億5666万余円（国庫補助金等相当額計90億5210万余円）となっている。

保全対策事業の実施に当たっては、各道府県は、17年度からおおむね5か年度間における事

業内容や各年度の計画事業量を記載した事業実施計画を策定することとなり、各年度の所要額をあらかじめ見込むことができる状況となっていた。また、各道府県の事業内容をみると、土地改良施設及び農地の機能保全に資する工法等の研究を行うなどの事業、指導員を全国研修会へ派遣するなどの研修事業、地域住民の意識の向上及び保全対策事業の必要性等の啓発・普及のために情報誌を購入して配布するなどの推進事業等の保全対策事業が実施されており、具体的な事業内容や事業数は、道府県ごとや年度ごとに異なっているものの、一部の道府県においては、毎年度、同様の定型的な事業が繰り返し実施されている状況も見受けられた。

このように、各道府県が実施している保全対策事業には、改正適正化令で示されている各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることなどの基金事業としての性質に該当しなくなっているものもあると考えられる状況となっていた。

以上のように、ふるさと基金は設置造成されてから20年以上が経過しており、この間に、一部の道府県における保全対策事業は基金事業としての性質に該当しなくなっているおそれもあることから、同省及び道府県において、保全対策事業を基金によることなく実施することの可否について検討する必要があると考えられる状況となっていた。

以上のように、基金事業として実施しているものの中にも基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるものが見受けられたことから、現時点において基金事業としての性質に該当するとしている事業についても、社会情勢等の変化に伴い基金によることなく事業を実施することが可能になることもあり得るため、各府省においては、適用対象外補助金により行われている基金事業も含め、今後も改正適正化令の趣旨を踏まえて、基金事業として実施されている事業が基金事業の性質に該当しているか、事業ごとに又は国庫補助金等ごとに確認するなどして、基金により事業を実施する必要があるか不断に検討することが必要である。

そして、農林水産省は、2補助金の基金事業について、基金によることなく事業を実施することの可否について十分に検討することが必要である。

## イ 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

### (ア) 規定の整備状況

前記のとおり、改正適正化令において、各省各庁の長は、国庫補助金等の交付の目的を達成するために必要がある場合には、その交付の条件として、基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるもの（以下「基本的事項」という。）を地方公共団体等が公表すべきことについて、交付要綱等に規定することとなっている。そこで、改正適正化令の趣旨を踏まえて、前記の70補助金（1,463基金）について、基本的事項の公表に係る規定の整備状況に

ついてみたところ、図表11のとおり、適用対象補助金26補助金（889基金、28年度末基金保有額6844億余円）のうち、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていたものは24補助金（840基金、26補助金の92.3%、同5430億余円）となっていた。

図表11 基本的事項の公表に係る規定の整備状況（平成28年度末）

（単位：補助金、基金、百万円、%）

区分 国庫補助金等の別	国庫補助金等数 (A)	基金数 (B)	基金保有額 (C)	基本的事項の公表が定められていたもの						基本的事項の公表が定められていなかったもの					
				国庫補助金等数		基金数		基金保有額		国庫補助金等数		基金数		基金保有額	
				(A)に対する割合	(B)に対する割合	(C)に対する割合	(A)に対する割合	(B)に対する割合	(C)に対する割合						
適用対象補助金	26	889	684,450	24	92.3	840	94.4	543,038	79.3	2	7.6	49	5.5	141,412	20.6
適用対象外補助金	44	574	321,150	22	50.0	178	31.0	83,967	26.1	22	50.0	396	68.9	237,183	73.8
計	70	1,463	1,005,600	46	65.7	1,018	69.5	627,005	62.3	24	34.2	445	30.4	378,595	37.6

しかし、厚生労働、経済産業両省において、交付要綱等の改正は不要であると認識していたなどのため、適用対象補助金であるが、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていなかったものが2補助金（49基金、同7.6%、同1414億余円）見受けられた。その事例を示すと、次のとおりである。

<事例2> 適用対象補助金であるが、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていなかったもの

各都道府県は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、後期高齢者医療財政安定化基金を設置造成して、各都道府県の市町村が加入する後期高齢者医療広域連合における保険料の収納不足や給付額の増加による財源不足等に対して、貸付け及び資金の交付を行っている。

厚生労働省は、同法に基づき、平成20年度以降、各都道府県が設置造成する同基金の3分の1の額を毎年度、後期高齢者医療給付費等国庫負担金により拠出していることから、当該負担金は適用対象補助金であるが、交付要綱等の改正は不要であると認識していたため、基本的事項の公表を定めていなかった。そして、岩手、宮城、福島各県を除く44都道府県の44基金について、基金の額、国庫補助金等相当額等の基金の運営管理に関する事項の公表状況についてみると、いずれの都道府県においても公表されていなかった（44基金、28年度末基金保有額計1400億3349万余円（国庫補助金等相当額計466億4938万余円））。

なお、同省は、29年9月に上記国庫補助金等の交付要綱を改正して基本的事項の公表を定め、26年度分から都道府県に基本的事項を公表させることとした。

また、適用対象外補助金44補助金（574基金、28年度末基金保有額3211億余円）

については、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていたものは22補助金（178基金、44補助金の50.0%、同839億余円）、基本的事項の公表が定められていなかったものは22補助金（396基金、同50.0%、同2371億余円）となっており、適用対象補助金に比べて基本的事項の公表が定められていたものの割合が低く、基金の設置造成時期の違いなどにより、基本的事項の公表に係る規定の整備状況に差が生じている状況となっていた。

(イ) 基本的事項の公表状況等

交付要綱等において基本的事項の公表が定められていた46補助金（適用対象補助金24補助金、適用対象外補助金22補助金）に係る1,018基金（28年度末基金保有額6270億余円）について、地方公共団体等における基本的事項の公表状況をみたところ、932基金（1,018基金の91.5%、同5812億余円）は、ホームページ（885基金）、閲覧（16基金）、広報誌（13基金）等により、基本的事項が公表されていたものの、残りの86基金（同8.4%、同458億余円）は、各府省がホームページで基金の実施状況を公表しているなどとして、地方公共団体等において基本的事項が公表されていなかった。一方、基本的事項の公表が定められていなかった24補助金（適用対象補助金2補助金、適用対象外補助金22補助金）に係る445基金（28年度末基金保有額3785億余円）について、基本的事項ではないものの、基金の額、国庫補助金等相当額等の基金の運営管理に関する事項の地方公共団体等における公表状況をみたところ、公表されていたものは229基金（445基金の51.4%、同1664億余円）、公表されていなかったものは216基金（同48.5%、同2121億余円）となっていた。

また、基本方針によれば、各府省においても、国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金の執行状況を全て公表することとされており、実施要領等において、国庫補助金等の予算を計上した府省は、26年度から執行状況表を作成して、毎年度9月末を目途に前年度の基金の執行状況等を公表することとなっている。そこで、地方公共団体等において、基本的事項又は上記基金の運営管理に関する事項（以下、これらを合わせて「基本的事項等」という。）が公表されていなかった計302基金について、各府省が29年度に公表した執行状況表における基金に関する情報の公表状況についてみたところ、内閣府において、地方公共団体等からの報告漏れにより公表対象を十分に把握できていなかったなどのため、

基金に関する情報が公表されていなかった基金が4基金（1補助金、28年度末基金保有額4301万余円）見受けられ、これら4基金については、各府省による基金に関する情報の公表及び地方公共団体等による基本的事項等の公表のいずれも行われていなかった。その事例を示すと、次のとおりである。

<事例3> 各府省による基金に関する情報の公表及び地方公共団体等による基本的事項等の公表のいずれも行われていなかったもの

内閣府は、地方公共団体が作成した地域活性化・生活対策実施計画に基づき、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して助成するための予算を計上している。そして、同府は、総務省に予算の移替えを行い、同省から地方公共団体に地域活性化・生活対策臨時交付金が交付され、地方公共団体において、同交付金を原資とした基金が設置造成されている。

当該基金に関する情報の公表については、同交付金の予算を計上した同府が執行状況表を作成して公表することとなっているが、同府は、当該基金の設置状況等について、地方公共団体からの報告漏れにより十分に把握していなかったなどのため、4市町が設置造成していた4基金（平成28年度末基金保有額計4301万余円）について、26年度の執行状況表による公表開始以降一度も公表していなかった。また、同交付金は、適用対象外補助金で基本的事項の公表が定められておらず、4市町における基本的事項等の公表も行われていない状況となっていた。

なお、同府は、30年度の執行状況表において、これら4基金についても公表を行った。

以上のように、適用対象補助金であるのに交付要綱等において基本的事項の公表が定められていなかった国庫補助金等が見受けられたことから、各府省は、適用対象補助金については、交付要綱等に基本的事項の公表を定めることについて十分に留意する必要がある。また、適用対象外補助金についても、基金の透明性を高めて、国民への説明責任を果たすために、基本的事項の公表を定めることについて検討することが重要である。

さらに、交付要綱等において基本的事項の公表が定められているのに、地方公共団体等において基本的事項が公表されていなかったり、各府省による基金に関する情報の公表及び地方公共団体等による基本的事項等の公表のいずれも行われていなかったりしていた基金も見受けられたことから、各府省は、地方公共団体等に対して、基本的事項を適時適切に公表するよう周知徹底するとともに、各府省においても公表対象を十分に把握するなどして基金に関する情報を適時適切に公表するよう引き続き留意することが重要である。

ウ 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等



基金事業は長期間にわたり行われることが多く、基金の設置造成後における社会情勢等の変化や技術の進歩等に伴い、基金の設置造成当初よりも少ない事業費で同等以上の効果を得られたり、当初想定していた需要が減少したりすることなどにより、基金事業に必要となる事業費が基金の設置造成当初に想定された事業費を下回ることがあり得る。したがって、各府省及び地方公共団体等において、基金規模の妥当性を定期的に確認することが重要である。そして、各府省及び地方公共団体等において基金規模の妥当性を適切に確認するためには、各府省は、地方公共団体等に保有割合や保有割合以外の基金規模を客観的に把握するための今後の基金の使用見込みなどを含めた指標値（以下、これらを合わせて「保有割合等」という。）を算定させて、これを報告させることなどが必要であり、指針においてもこうした情報を報告すべきことを交付要綱等に盛り込むなどとしている。

そこで、前記の70補助金（1,463基金）について、保有割合等の報告に係る規定の整備状況をみたところ、図表12のとおり、適用対象補助金26補助金（889基金、28年度末基金保有額6844億余円）については、保有割合等の報告に係る規定があるものが20補助金（557基金、26補助金の76.9%、28年度末基金保有額4640億余円）、保有割合等の報告に係る規定がないものが6補助金（332基金、同23.0%、同2204億余円）となっていた。そして、各府省は、保有割合等の報告に係る規定がない理由を、補助事業者から提出される基金全体計画書等により基金事業の実施状況や事業見込みを確認できるためとしていたり、各年度末時点の残高並びに各年度の収入額及び支出額の報告を受けており、基金規模が過大となっていないかを一定程度判断することが可能であるためとしていたり、終期が定められていないことから事業が完了するまでに要する費用を算定することができないためなどとしていたりしていた。

一方、適用対象外補助金44補助金（574基金、28年度末基金保有額3211億余円）については、保有割合等の報告に係る規定があるものが8補助金（136基金、44補助金の18.1%、28年度末基金保有額362億余円）、保有割合等の報告に係る規定がないものが36補助金（438基金、同81.8%、同2849億余円）となっており、適用対象外補助金においても保有割合等を報告させることとしていたものも見受けられるが、適用対象補助金と比べると、保有割合等を報告させることとしていないものの割合が高い状況となっていた。

図表12 保有割合等の報告に係る規定の整備状況（平成28年度末）

（単位：補助金、基金、百万円、％）

区分 国庫補助金等の別	国庫補助金等数 (A)	基金数 (B)	基金保有額 (C)	保有割合等の報告に係る規定があるもの						保有割合等の報告に係る規定がないもの					
				国庫補助金等数		基金数		基金保有額		国庫補助金等数		基金数		基金保有額	
				(A)に対する割合	(B)に対する割合	(C)に対する割合	(A)に対する割合	(B)に対する割合	(C)に対する割合						
適用対象補助金	26	889	684,450	20	76.9	557	62.6	464,030	67.7	6	23.0	332	37.3	220,419	32.2
適用対象外補助金	44	574	321,150	8	18.1	136	23.6	36,249	11.2	36	81.8	438	76.3	284,900	88.7
計	70	1,463	1,005,600	28	40.0	693	47.3	500,279	49.7	42	60.0	770	52.6	505,320	50.2

また、28年度末対象基金1,463基金について、地方公共団体等による保有割合等の報告状況をみたところ、保有割合等の報告に係る規定がある計693基金のうち、報告されていたものは655基金（693基金の94.5％）となっており、残りの38基金（同5.4％）は、保有割合等の報告に係る規定があるのに、報告されていなかった。この中には、終期が既に28年度末で確定しており、基金残額については、国庫に返納することが義務付けられており保有割合等を報告する必要がないものがあった一方で、保有割合等を報告することを失念していたり、保有割合等を報告することの認識が欠けていたりするものも見受けられた。そして、保有割合等を報告する必要がないものを除き報告されていなかったものは、保有割合等の報告に係る規定がないものを含めると、計801基金（1,463基金の54.7％）となっていて、半数以上の基金において、基金規模を客観的に把握することが困難な状況となっていた。

さらに、基金規模の妥当性を適切に確認するためには、区分して経理を行っていて相互に配分変更することができない場合、区分ごとに保有割合等を算定する必要がある。

しかし、保有割合等の報告に係る規定があるもののうち、文部科学、厚生労働両省がそれぞれ所管しているものの、同一の交付要綱に基づいて設置造成されている基金において、所管別に区分して経理を行っていて相互に配分変更することができないこととなっているのに、これらを合算して保有割合を算定していたため、基金規模の妥当性を適切に確認できない状況となっていたものが、2補助金（87基金、28年度末基金保有額793億余円）見受けられた。その事例を示すと、次のとおりであ

る。

<事例4> 相互に配分変更することができない基金を合算して保有割合を算定していて、基金規模の妥当性を適切に確認できない状況となっていたもの

文部科学、厚生労働両省は、平成20年度以降、それぞれ子育て支援対策臨時特例交付金を交付することにより、安心こども基金を47都道府県に設置造成させている。そして、当該基金により、保育サービスの基盤整備等を促進するために、認定こども園整備事業、保育所緊急整備事業等の基金事業が行われ、認定こども園整備事業等については文部科学省から、保育所緊急整備事業等については厚生労働省から、それぞれ子育て支援対策臨時特例交付金が交付されており、岩手、宮城、福島各県を除く44都道府県における28年度末の基金保有額は、計793億4857万余円（国庫補助金等相当額同額、文部科学省分計90億7157万余円、厚生労働省分計702億7699万余円）となっていた。そして、安心こども基金管理運営要領によると、文部科学省所管の認定こども園整備事業等と厚生労働省所管の保育所緊急整備事業等との間で経費の配分変更が認められていない。

このように、所管別に区分して経理を行うこととなっていることから、所管別に保有割合を算定する必要があるのに、事業実施状況報告書においては、両省所管分を合算して保有割合を算定することとなっており、基金規模の妥当性を適切に確認できない状況となっていた。

なお、保有割合は、1を大幅に上回る場合は使用見込みが低い基金と考えられ、基金規模の妥当性を確認する必要があるが、会計検査院が44都道府県に設置造成されている安心こども基金について、28年度末時点における保有割合を所管別に算定したところ、保有割合が2.0から4.2と1を大幅に上回り、都道府県が合算して算定した保有割合よりも1.0から2.5程度かい離することとなったものが5県において見受けられた。

以上のように、保有割合等が報告されていない基金が、28年度末対象基金1,463基金の54.7%と半数以上あり、基金規模を客観的に把握することが困難な状況となっていた。しかし、各府省において基金規模の妥当性を適切に確認するためには、基金規模を客観的に把握するための保有割合等を地方公共団体等に算定させて、これを報告させることなどが必要であることから、保有割合等の報告に係る規定が定められていない国庫補助金等について、各府省は、適用対象補助金はもとより、適用対象外補助金であっても、地方公共団体等と協議を行い、保有割合等を報告させるなどして基金規模を客観的に把握し、基金規模の妥当性を適切に確認することが必要である。

また、保有割合等の報告に係る規定があるのに、地方公共団体等において、保有割合等を報告することを失念していたり、保有割合等を報告することの認識が欠けていたりするものが見受けられることから、各府省は、地方公共団体等が報告していないことの事情等を十分に把握した上で、保有割合等を報告させるよう周知徹底

することなどが必要である。

そして、文部科学、厚生労働両省は、所管別に区分して経理が行われている安心こども基金について、基金規模の妥当性を適切に確認できるようにするために、所管別に保有割合等を算定するようにすることが必要である。

#### エ 国庫返納に係る規定の整備状況等

前記のとおり、改正適正化令によると、各省各庁の長は、基金を設置造成するという基金造成費補助金等の目的を達成するために必要がある場合に付する交付の条件として、①基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は②各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことについての規定（このうち、①の場合に係る国庫返納規定を「終期前返納規定」という。）を定めることとなっている。

そこで、改正適正化令の趣旨を踏まえて、前記の70補助金（1,463基金）について、交付要綱等における終期前返納規定の整備状況についてみたところ、図表13のとおり、適用対象補助金26補助金（889基金、28年度末基金保有額6844億余円）については、終期前返納規定が定められているものが24補助金（840基金、26補助金の92.3%、28年度末基金保有額5430億余円）となっていた。

しかし、厚生労働、経済産業両省において、適用対象補助金であるが終期前返納規定が定められていないものが2補助金（49基金、同7.6%、同1414億余円）見受けられ、基金規模が過大であると認められた場合、速やかに国庫返納を行うことができないおそれがある状況となっていた。

上記の2補助金について終期前返納規定を定めていない理由を確認したところ、厚生労働省は、同省所管の1補助金は基金を保有する都道府県において、法令に基づき、基金拋出率を設定する際に、基金規模や将来のリスクを踏まえた検証が適切に実施されているとし、経済産業省は、同省所管の1補助金は基金の取扱要領の整備が遅れたため、終期前返納規定が定められていなかったとしていた。なお、経済産業省において、終期前返納規定を含めた基金の取扱要領は、29年10月に整備された。

一方、適用対象外補助金44補助金（574基金、28年度末基金保有額3211億余円）については、終期前返納規定が定められているものが25補助金（455基金、44補助金の

56.8%、28年度末基金保有額1384億余円)となっていた。そして、終期が近いことや改正適正化令の適用対象外であるためなどとして、終期前返納規定が定められていないものが19補助金(119基金、同43.1%、同1827億余円)となっており、適用対象補助金と比べると、基金の見直しによる国庫返納のための終期前返納規定が定められていないものの割合が高い状況となっていた。

図表13 交付要綱等における終期前返納規定の整備状況(平成28年度末)

(単位:補助金、基金、百万円、%)

区分 国庫補助金等の別	国庫補助金等数 (A)	基金数 (B)	基金保有額 (C)	終期前返納規定が定められているもの						終期前返納規定が定められていないもの					
				国庫補助金等数		基金数		基金保有額		国庫補助金等数		基金数		基金保有額	
				(A)に対する割合	(B)に対する割合	(C)に対する割合	(A)に対する割合	(B)に対する割合	(C)に対する割合	(A)に対する割合	(B)に対する割合	(C)に対する割合			
適用対象補助金	26	889	684,450	24	92.3	840	94.4	543,038	79.3	2	7.6	49	5.5	141,412	20.6
適用対象外補助金	44	574	321,150	25	56.8	455	79.2	138,414	43.0	19	43.1	119	20.7	182,735	56.9
計	70	1,463	1,005,600	49	70.0	1,295	88.5	681,452	67.7	21	30.0	168	11.4	324,147	32.2

また、24年度から28年度までの間に存在していた3,918基金のうち、岩手、宮城、福島各県並びに当該3県の市町村及び当該3県から間接交付された資金により法人等に設置造成された247基金を除く3,671基金について、24年度から28年度までの間における国庫返納の状況等についてみたところ、国庫返納の実績のあるものが1,063基金(3,671基金の28.9%)、国庫返納の実績のないものが2,608基金(同71.0%)となっており、国庫返納の実績のないものが全体の7割強を占めている状況となっていた。また、国庫返納の実績のある上記の1,063基金について、国庫返納額等の状況をみると、図表14のとおり、国庫返納件数は1,336件、国庫返納額は計3162億余円となっていた。これらについて、返納理由をみると、終期の到来に伴うものが1,019件(1,336件の76.2%)、計2060億余円(3162億余円の65.1%)、基金規模の見直しに伴うものが156件(同11.6%)、計894億余円(同28.2%)となっていた。このように、国庫返納件数の7割強が終期の到来に伴う国庫返納となっており、基金規模の見直しに伴う国庫返納件数は全体の1割強で、これらは全て終期前返納規定が定められている国庫補助金等に係る国庫返納となっていた。

図表14 国庫返納額等の状況

(単位：件、百万円)

返納理由	平成24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		計	
	返納件数	国庫返納額	返納件数	国庫返納額	返納件数	国庫返納額	返納件数	国庫返納額	返納件数	国庫返納額	返納件数	国庫返納額
基金規模の見直し	58	50,336	19	9,111	24	3,131	33	21,601	22	5,251	156 (11.6%)	89,433 (28.2%)
終期の到来に伴うもの	152	23,081	200	43,272	104	18,506	289	82,977	274	38,201	1,019 (76.2%)	206,039 (65.1%)
その他	32	14,222	62	2,303	25	1,335	17	1,555	25	1,349	161 (12.0%)	20,766 (6.5%)
計	242	87,640	281	54,687	153	22,973	339	106,135	321	44,802	1,336 (100.0%)	316,239 (100.0%)

以上のように、適用対象補助金であるが、終期前返納規定が定められていない国庫補助金等が2補助金見受けられた。これらのうち、29年10月に終期前返納規定が定められた経済産業省の1補助金を除く、厚生労働省の1補助金については、国費の適正かつ効率的な使用の観点等から、基金規模が過大であると認められる場合に、速やかに国庫補助金等相当額の国庫返納が行われるようにするために、終期前返納規定を整備することについて、適切に検討を行う必要がある。

また、適用対象外補助金についても、各府省において、基金の額が過大であるか否かを不断に確認することなどとなっていることや基金規模の見直しに伴う国庫返納は全て終期前返納規定が定められている国庫補助金等に係る基金となっている状況を踏まえて、基金の見直しにより基金規模を適正化するために、終期前返納規定を整備していない場合は、終期前返納規定を整備することについて検討することが重要である。

### (3) 基金規模等の状況

各府省及び地方公共団体等は、基金規模の妥当性を定期的に確認することが重要であり、基金規模が過大であると認められるなどの場合は国庫補助金等の全部又は一部に相当する金額を国へ返納することが必要となる。

しかし、前記のとおり、保有割合等が報告されていない基金が28年度末対象基金1,463基金の54.7%と半数以上あるなど、基金規模を客観的に把握することが困難となっている状況が見受けられる。

そこで、28年度末対象基金1,463基金のうち、基金の設置造成後3か年度以上が経過していて、28年度末基金保有額が1000万円以上の取崩し型の基金405基金及び回転型の基金90基金について、会計検査院において基金規模の状況がどのようになっているか分析したところ、次のような状況となっていた。

#### ア 取崩し型の基金

上記の取崩し型の基金405基金について、過去3か年度の事業実績についてみたところ、過去3か年度において基金事業の事業実績がないものが16基金あった。

また、残りの389基金について、28年度末基金保有額がどの程度の規模となっているかについてみるために、基金保有倍率（28年度末基金保有額を26年度から28年度までの3か年度の平均事業実績額で除して得た数値）を算定したところ、図表15のとおり、基金保有倍率が10倍以上となっている基金が32基金となっていた。

図表15 基金保有倍率等の状況

（単位：基金、百万円）

基金保有倍率等	基金数	平成28年度末基金保有額
基金保有倍率が10倍未満	357	148,033
基金保有倍率が10倍以上	32	8,079
過去3か年度において、基金事業の事業実績なし	16	3,684
計	405	159,797

そして、過去3か年度において基金事業の事業実績がない16基金と基金保有倍率が10倍以上となっている32基金の計48基金（28年度末基金保有額117億余円）は、事業実績から勘案して基金規模の妥当性を十分に確認する必要があると考えられることから、これらの基金について、国庫返納の状況や基金保有倍率が10倍以上となっている事情についてみたところ、48基金のうち5基金は、終期の到来や基金規模の見直しにより29年度以降に既に国庫返納が行われていた（30年9月末現在）。また、残りの43基金は、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業であり、基金の取崩しの対象となる事故等が発生しなかった又は少なかったとしていたものが2基金、基金事業の計画上、過去3か年度は基金事業の執行がない又は少ない期間であったとしていたものが12基金、基金事業の事情により、過去3か年度において基金事業の実施に至らなかった又は当初の計画よりも基金事業の実施が少なかったとしていたものが29基金となっていた。

そして、上記29基金のうち、総務、文部科学、農林水産、経済産業各省所管の基金において、今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていなかったものが10基金見受けられた。その事例を示すと、次のとおりである。

<事例5> 今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されておらず、過去3か年度以上において基金事業の実績がなかったもの

地域活性化・経済危機対策臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱（平成21年府地活第11号、総行政第185号等。以下「制度要綱」という。）等に基づき、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業として経済危機対策等を行うために、地方公共団体が作成した地域活性化・経済危機対策実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、総務省が交付するものである。また、臨時交付金は、制度要綱等において、平成21年度補正予算（第1号）に予算計上された子育て支援対策臨時特例交付金等により設置造成された基金に積み立てることができることになっている。

岡山県は、平成21年9月から22年3月までの間に、臨時交付金の一部の額（総額1億7158万余円）を子育て支援対策臨時特例交付金により設置造成された安心こども基金に積み立てていた。そして、積み立てた臨時交付金を取り崩して、実施計画に記載している保育サービス等の充実、ひとり親家庭等への支援及び社会的養護の拡充等に要する経費に充て、これを基金事業として実施することとしていた。しかし、同県における上記の基金事業の執行状況をみると、24年度までの間は事業実績があったが（事業費計1億1022万余円）、実施計画において25年度以降の使用見込みは具体的に示されておらず、また、25年度以降の事業実績は全くなかった（24年度末積立額残高6183万余円）。

基金規模の妥当性については、基金事業の事業実績や基金保有倍率のみでなく、基金事業の特性、事業計画、基金保有額の多寡等を考慮の上、総合的に判断されるべきであり、また、前記10基金の中には既に国庫返納することを検討しているものもあるが、今後の使用見込みが計画等において十分に示されていない基金も見受けられたことから、各府省は、基金の実際の使用実績や具体的な根拠資料等により今後の基金の使用見込みを十分に把握したり、基金規模を客観的に把握できるように保有割合等を報告させたりするなどして、引き続き基金を保有することの妥当性及び基金規模の妥当性を十分に確認することが必要である。

#### イ 回転型の基金

回転型の基金90基金について、基金規模の状況をみるために、過去3か年度における各年度末の基金造成総額に対する各年度末の資金残高の比率（以下「繰越率」という。）の3か年度平均（以下「平均繰越率」という。）を算定したところ、図表16のとおり、平均繰越率が50%以上のものが78基金（28年度末基金保有額293億余円）となっており、90基金の86.6%を占める状況となっていた。



図表16 平均繰越率の状況

(単位：基金、百万円)

平均繰越率	基金数	平成28年度末基金保有額
50%未満	12	1,988
50%以上	78	29,332
うち100%	3	46
計	90	31,321

上記78基金のうち2基金（2補助金）は、内閣府が所管する基金であり、これらは沖縄県において本土復帰に伴い、将来にわたって広く県民の福祉に寄与することなどを目的として設置造成されているもので、繰越率が毎年度高くなっている状況となっているものの、同県によれば、今後とも道路整備の継続的な需要が予想されるなどとしていた。

また、78基金のうち76基金（3補助金）は、農林水産省（林野庁及び水産庁）が所管する基金であり、同省は、これらについて、従前から、自主納付制度を設けて、基金規模を客観的に把握するために、毎年度、都道府県に余剰金の額を算定させて、余剰金の自主納付について検討させるといった基金規模の適正化に向けた取組を行っていた。しかし、依然として繰越率が高くなっている基金が見受けられることなどを踏まえて、76基金のうち48基金（2補助金）は、同省（林野庁）において、基金規模の適正化に向けて自主納付制度の運用の見直し中であるとしている。また、残りの28基金（1補助金）については、同省（水産庁）において、自主納付制度が都道府県において十分に活用されているかについて十分に確認できていないなどの状況となっていた。その事例を示すと、次のとおりである。

<事例6> 余剰金の自主納付制度が都道府県において十分に活用されているかについて十分に確認できていないなどの状況となっていたもの

水産庁は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的として、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業経営の改善等のために必要とする資金の貸付事業を行う都道府県に対して、当該貸付事業に必要な資金の3分の2に相当する額以内の額を沿岸漁業改善資金造成費補助金として交付している。各都道府県は、上記の国庫補助金等に自己資金等を合わせて沿岸漁業改善資金を設置造成し、近代的な漁業技術の導入等を行う沿岸漁業従事者等に対して必要な資金を貸し付ける事業を実施している。

そして、同庁は、自主納付制度を設けて、毎年度、実績報告書において、都道府県に余剰

金の額を算定させて、実績報告書の提出年度又は翌年度に当該余剰金の自主納付を行うことについて検討させることとしていた。

兵庫県における自主納付の検討状況についてみたところ、同県は26年度の実績報告書において、余剰金を3128万余円と算定していたが、当該余剰金について、今後の資金需要の動向を注視しながら取扱いを検討していく予定であるとして、27、28両年度に自主納付を行っていなかった。

上記のように、26年度の実績報告書に余剰金の今後の取扱予定について記載されていたものの、同庁において、同県が自主納付を行わないこととした事情の妥当性を確認できない状況となっていて、余剰金の自主納付制度が同県において十分に活用されているかについて十分に確認できていない状況となっていた。

そして、26年度から28年度までの間、同県における繰越率は70.7%から80.6%に上昇していて、毎年度貸し付けられずに繰り越される資金の額が増加している状況となっていた。

なお、同庁は、会計検査院の指摘に基づき、沿岸漁業改善資金が適切な規模で有効に運営されるよう、都道府県が余剰金の自主納付を行わないなどとした場合、関係資料を提出させるなどして、それらの事情の妥当性を十分に確認することができる体制を整備し、それらの妥当性が認められないなどの場合、自主納付の再検討等について、都道府県と協議等を行うことができるようにするなどの処置を講じた。そして、30年度中における自主納付額及び自主納付予定額は、30年9月末時点で、8県において計10億6392万余円（国庫補助金等相当額計7億0928万余円）となっている。

以上のように、農林水産省（水産庁）は、基金規模を把握して基金を適切な規模にするための仕組みを従前から設けてきたが、この仕組みが都道府県において十分に活用されているかについて確認できていないなどの状況となっている基金が見受けられたことなどから、基金規模を把握して基金を適切な規模にするための仕組みが有効に活用されるよう留意する必要がある。

#### 4 所見

##### (1) 検査の状況の概要

地方公共団体等に設置造成されている基金は、28年度において、基金法人等に設置造成されている基金の基金数の約3.7倍となっており、基金保有額も依然として多額となっている。そして、基金法人等に設置造成されている基金については、18年度に定められた基金基準に基づくなどして10年以上にわたり見直しが行われており、基金シートを通じた各府省の自己点検等の取組状況は、25年から公表されて明らかとなっている。一方、地方公共団体等に設置造成されている基金については、26年10月の改正政令の施行に伴う見直しや前記の行政事業レビューによる見直しなどが行われており、各府省の自己点検等の取組状況は、30年9月から公表されることとなった。

そこで、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、地方公共団体等に設置造

成されている基金について、①地方公共団体等に設置造成された基金の基金数、基金保有額及び基金の運用方法はどのような状況となっているか、②基金事業として実施されている事業が改正適正化令に規定された基金事業としての性質に該当するものとなっているか、基金の基本的事項の公表に係る規定が適切に整備されているかなど、改正適正化令の適用状況等はどのような状況となっているか、③基金規模はどのような状況となっているか、基金規模の確認は適切に行われているかに着眼して検査を実施した。

#### ア 地方公共団体等に設置造成された基金の推移等

24年度末から28年度末までの間、地方公共団体等に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額は、減少傾向となっているものの、28年度末においても多額の基金が保有されている。また、28年度末対象基金1,463基金のうち、基金保有額を個別に運用しているとしていた753基金について、28年度末における基金の運用方法別の基金保有額の状況をみたところ、その大半が預金や国債等の債券により保有されている状況であり、その他の方法により運用されているものもあるが、基金ごとにみたところ、24年度から28年度までの間の各年度において運用損が生じている状況は見受けられなかった（9～17ページ参照）。

#### イ 改正適正化令の適用状況等

28年度末対象基金1,463基金を設置造成するために交付された国庫補助金等70補助金について、適用対象補助金と適用対象外補助金に分類すると、適用対象補助金が26補助金、適用対象外補助金が44補助金となっており、28年度末において適用対象外補助金が6割強ある状況となっている（17、18ページ参照）。

#### (ア) 基金事業としての性質の該当性の状況等

上記の70補助金について、基金事業の性質を分類したところ、①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業としているものが14補助金、②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業としているものが8補助金、③事業の実施が他の事業の進捗に依存する事業としているものが1補助金となっていた。一方、残りの47補助金については、その他の事業となっており、これが全体の7割弱を占める状況となっていた（18、19ページ参照）。

上記の47補助金について、交付要綱等に定める対象事業の実施方法により分類したところ、a「地方公共団体等において基金事業又は単年度型事業を事業内容により選択して実施することとしているもの」が19補助金、b「基金事業のみにより

実施することとしているもの」が28補助金となっていた。そして、上記47補助金のうち、農林水産省において、基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるものが、基金事業のみにより実施することとしている国庫補助金等において2補助金見受けられた（19、20ページ参照）。

(イ) 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

前記の70補助金について、基本的事項の公表に係る規定の整備状況についてみると、適用対象補助金26補助金のうち、基本的事項の公表が定められていたものは24補助金となっていた。しかし、厚生労働、経済産業両省において、交付要綱等の改正は不要であると認識していたなどのため、適用対象補助金であるが、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていなかったものが2補助金見受けられた。また、適用対象外補助金44補助金については、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていたものは22補助金、基本的事項の公表が定められていなかったものは22補助金となっており、適用対象補助金に比べて基本的事項の公表が定められていたものの割合が低く、基金の設置造成時期の違いなどにより、基本的事項の公表に係る規定の整備状況に差が生じている状況となっていた（21～23ページ参照）。

さらに、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていた46補助金に係る1,018基金について、地方公共団体等における基本的事項の公表状況をみると、932基金は、基本的事項が公表されていたものの、残りの86基金は、各府省がホームページで基金の実施状況を公表しているなどとして、地方公共団体等において基本的事項が公表されていなかった。一方、基本的事項の公表が定められていなかった24補助金に係る445基金について、地方公共団体等における基金の運営管理に関する事項の公表状況をみると、公表されていなかったものは216基金となっていた（23ページ参照）。

そして、基本的事項等が公表されていなかった計302基金のうち、各府省による基金に関する情報の公表及び地方公共団体等による基本的事項等の公表のいずれも行われていなかったものが内閣府において4基金見受けられた（23、24ページ参照）。

(ウ) 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

前記の70補助金について、保有割合等の報告に係る規定の整備状況をみるとこ

ろ、適用対象補助金26補助金については、保有割合等の報告に係る規定があるものが20補助金、保有割合等の報告に係る規定がないものが6補助金となっていた。一方、適用対象外補助金44補助金については、保有割合等の報告に係る規定があるものが8補助金、保有割合等の報告に係る規定がないものが36補助金となっており、適用対象外補助金においても保有割合等を報告させることとしていたものも見受けられるが、適用対象補助金と比べると、保有割合等を報告させることとしていないものの割合が高い状況となっていた（25、26ページ参照）。

また、28年度末対象基金1,463基金について、地方公共団体等による保有割合等の報告状況をみたところ、保有割合等の報告に係る規定がある計693基金のうち、報告されていたものは655基金となっており、残りの38基金は、保有割合等の報告に係る規定があるのに、報告されていなかった。この中には、保有割合等を報告することを失念していたり、保有割合等を報告することの認識が欠けていたりするものも見受けられた。そして、保有割合等を報告する必要があるものを除き報告されていなかったものは、保有割合等の報告に係る規定がないものを含めると、計801基金となっていて、半数以上の基金において、基金規模を客観的に把握することが困難な状況となっていた（26ページ参照）。

そして、保有割合等の報告に係る規定があるもののうち、文部科学、厚生労働両省がそれぞれ所管しているものの、同一の交付要綱に基づいて設置造成されている基金において、所管別に区分して経理を行っていて相互に配分変更することができないこととなっているのに、これらを合算して保有割合を算定していたため、基金規模の妥当性を適切に確認できない状況となっていたものが、2補助金見受けられた（26ページ参照）。

#### (エ) 国庫返納に係る規定の整備状況等

前記の70補助金について、交付要綱等における終期前返納規定の整備状況についてみたところ、適用対象補助金26補助金については、終期前返納規定が定められているものが24補助金となっていた。しかし、厚生労働、経済産業両省において、適用対象補助金であるが終期前返納規定が定められていないものが2補助金見受けられ、基金規模が過大であると認められた場合、速やかに国庫返納を行うことができないおそれがある状況となっていた。そして、上記の2補助金について終期前返納規定を定めていない理由を確認したところ、厚生労働省は、基金を保有

する都道府県において、法令に基づき、基金拋出率を設定する際に、基金規模や将来のリスクを踏まえた検証が適切に実施されているとし、経済産業省は、基金の取扱要領の整備が遅れたため、終期前返納規定が定められていなかったとしていた。一方、適用対象外補助金44補助金については、終期前返納規定が定められているものが25補助金となっていた。そして、終期が近いことや改正適正化令の適用対象外であるためなどとして、終期前返納規定が定められていないものが19補助金となっており、適用対象補助金と比べると、基金の見直しによる国庫返納のための終期前返納規定が定められていないものの割合が高い状況となっていた（28、29ページ参照）。

また、24年度から28年度までの間に存在していた基金のうち、岩手、宮城、福島各県等に設置造成された基金を除く3,671基金について、24年度から28年度までの間における国庫返納の状況等についてみたところ、国庫返納の実績のあるものが1,063基金となっており、これらについて、国庫返納額等の状況を見ると、国庫返納件数は1,336件、国庫返納額は計3162億余円となっていた。これらについて、返納理由を見ると、基金規模の見直しに伴うものが156件、計894億余円となっており、基金規模の見直しに伴う国庫返納件数は全体の1割強で、これらは全て終期前返納規定が定められている国庫補助金等に係る国庫返納となっていた（29ページ参照）。

#### ウ 基金規模等の状況

取崩し型の基金405基金について、過去3か年度の事業実績についてみたところ、過去3か年度において基金事業の事業実績がないものが16基金あった。また、残りの389基金について、基金保有倍率を算定したところ、基金保有倍率が10倍以上となっている基金が32基金となっていた。そして、これらの計48基金のうち5基金は、終期の到来や基金規模の見直しにより29年度以降に既に国庫返納が行われていた（30年9月末現在）。また、残りの43基金は、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業であり、基金の取崩しの対象となる事故等が少なかったなどとしていたものが2基金、基金事業の計画上、過去3か年度は基金事業の執行が少ないなどの期間であったとしていたものが12基金、基金事業の事情により、過去3か年度において当初の計画よりも基金事業の実施が少なかったなどとしていたものが29基金となっていた。そして、これら29基金のうち、総務、文部科学、農林水産、経済産業各省

所管の基金において、今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていないものが10基金見受けられた（31ページ参照）。

回転型の基金90基金について、平均繰越率を算定したところ、平均繰越率が50%以上のものが78基金となっており、90基金の86.6%を占める状況となっていた。そして、78基金のうち76基金は、農林水産省（林野庁及び水産庁）が所管する基金であり、同省は、これらについて、従前から、自主納付制度を設けて、基金規模を客観的に把握するために、毎年度、都道府県に余剰金の額を算定させて、余剰金の自主納付について検討させるといった基金規模の適正化に向けた取組を行っていた。しかし、依然として繰越率が高くなっている基金が見受けられることなどを踏まえて、76基金のうち48基金（2補助金）は、同省（林野庁）において、基金規模の適正化に向けて自主納付制度の運用の見直し中であるとしている。また、残りの28基金（1補助金）については、同省（水産庁）において、自主納付制度が都道府県において十分に活用されているかについて十分に確認できていないなどの状況となっていた（32、33ページ参照）。

## (2) 所見

前記のとおり、会計検査院が23年10月に国会及び内閣に「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」を報告して以降、政府において、行政事業レビューによる地方公共団体等に係る基金の見直しが行われるようになったり、26年10月に改正政令が施行され、基金造成費補助金等を交付する際の交付の条件が定められるようになったりして、各府省においては基金規模等の適正化に向けた取組が行われるようになってきている。

しかし、検査したところ、①基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるものが見受けられたこと、②各府省による基金に関する情報の公表及び地方公共団体等における基本的事項等の公表のいずれも行われていなかった基金が見受けられたこと、③基金規模を客観的に把握することが困難な状況となっていたこと、④終期前返納規定を整備することについて適切に検討を行う必要があるものが見受けられたこと、⑤今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていない基金が見受けられたことなどから、各府省は、次の点に留意して、地方公共団体等と十分に連携し、基金事業が適切かつ有効に実施され、使用見込みの低い基金については国庫返納を促すことなどについて努める必要がある。

## ア 改正適正化令の適用状況等

### (ア) 基金事業としての性質の該当性の状況等

各府省は、今後も改正適正化令の趣旨を踏まえて、基金事業として実施されている事業が基金事業の性質に該当しているか、事業ごとに又は国庫補助金等ごとに確認するなどして、基金により事業を実施する必要があるか不断に検討すること。農林水産省は、2補助金の基金事業について、基金によることなく事業を実施することの可否について十分に検討すること

### (イ) 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

各府省は、適用対象補助金について、交付要綱等に基本的事項の公表を定めることについて十分に留意すること。適用対象外補助金についても、基金の透明性を高めて、国民への説明責任を果たすために、基本的事項の公表を定めることについて検討すること。また、交付要綱等において基本的事項等の公表が定められているのに、公表されていなかったなどの基金について、地方公共団体等に対して、基本的事項を適時適切に公表するよう周知徹底するとともに、各府省においても公表対象を十分に把握するなどして基金に関する情報を適時適切に公表するよう留意すること

### (ウ) 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

各府省は、適用対象補助金はもとより、適用対象外補助金であっても、地方公共団体等と協議を行い、保有割合等を報告させるなどして基金規模を客観的に把握し、基金規模の妥当性を適切に確認すること。また、各府省は、保有割合等の報告に係る規定がある基金について、地方公共団体等が報告していないことの事情等を十分に把握した上で、保有割合等を報告させるよう周知徹底すること。文部科学、厚生労働両省は、所管別に区分して経理が行われている安心こども基金について、基金規模の妥当性を適切に確認できるようにするために、所管別に保有割合等を算定するようにすること

### (エ) 国庫返納に係る規定の整備状況等

厚生労働省は、適用対象補助金であるが終期前返納規定が定められていない1補助金について、国費の適正かつ効率的な使用の観点等から、基金規模が過大であると認められる場合に、速やかに国庫補助金等相当額の国庫返納が行われるようにするために、終期前返納規定を整備することについて、適切に検討すること。



また、各府省は、適用対象外補助金についても、基金の見直しにより基金規模を適正化するために、終期前返納規定を整備していない場合は、終期前返納規定を整備することについて検討すること

イ 基金規模等の状況

各府省は、基金の実際の使用実績や具体的な根拠資料等により今後の使用見込みを十分に把握したり、基金規模を客観的に把握できるよう保有割合等を報告させたりするなどして、引き続き基金を保有することの妥当性及び基金規模の妥当性を十分に確認等すること

会計検査院としては、今後とも国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について引き続き注視していくこととする。



# 別 表 目 次

別表1	改正適正化令の適用状況等	43
別表2	過去3か年度において基金事業の事業実績がない基金	49
別表3	基金保有倍率が10倍以上となっている基金	50
別表4	平均繰越率が50%以上の基金	52



別表1 改正適正化令の適用状況等

(単位：基金、百万円)

国庫補助金等を交付した府省名	交付要綱等上の基金の名称 (国庫補助金等の名称)	設置年度	終期	基金事業の概要等	運営形態	基金事業の類型等		交付要綱等における規定の整備の有無				平成28年度末基金数	28年度末基金保有額	
						交付要綱等に定められた対象事業の方法	適用対象補助金、適用対象外補助金の区分	基金の基本的事項に係る規定の有無	保有割合等に報告に係る規定の有無	終期前返納規定の有無	うち国庫補助金等相当額			
内閣府	沖縄県土地開発基金 (沖縄県土地開発基金造成費補助金)	昭和48年度	—	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の購入に必要な経費の財源に充てるための資金として、沖縄県土地開発公社及び沖縄県町村土地開発公社に貸付を行う	②回転型	②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業	対象外	無	無	無	1	6,316	3,200	
	沖縄県特定駐留軍用地等内 土地取得事業 (沖縄振興特別推進交付金)	平成24年度	平成33年度末	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき特定駐留軍用地等内の土地を取得する事業	①取崩し型	①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業	対象外	有	無	無	1	3,128	2,225	
	宜野湾市基地返還跡地転用 推進基金事業 (沖縄振興特別推進交付金)	平成24年度	平成33年度末	宜野湾市において、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき特定駐留軍用地等内の土地を取得する事業	①取崩し型	①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業	対象外	有	無	無	1	3,398	2,349	
	浦添市未買収道路用地取得 事業 (沖縄振興特別推進交付金)	平成24年度	平成33年度末	浦添市の市道の適正な管理を図るため、公共用に供している未買収道路用地を取得する事業	①取崩し型	①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業	対象外	有	無	無	1	2,193	1,754	
	沖縄市特定駐留軍用地等内 土地取得事業 (沖縄振興特別推進交付金)	平成25年度	平成33年度末	沖縄市において、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき特定駐留軍用地内の土地を取得する事業	①取崩し型	①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業	対象外	有	無	無	1	668	532	
	北谷町特定駐留軍用地等内 土地取得事業 (沖縄振興特別推進交付金)	平成25年度	平成33年度末	北谷町において、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき特定駐留軍用地内の土地を取得する事業	①取崩し型	①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業	対象外	有	無	無	1	901	721	
	北中城村特定駐留軍用地等 内土地取得事業 (沖縄振興特別推進交付金)	平成25年度	平成33年度末	北中城村において、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき特定駐留軍用地内の土地を取得する事業	①取崩し型	①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業	対象外	有	無	無	1	129	103	
	浦添市特定駐留軍用地等内 土地取得事業 (沖縄振興特別推進交付金)	平成27年度	平成33年度末	浦添市において、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき特定駐留軍用地内の土地を取得する事業	①取崩し型	①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業	対象外	有	無	無	1	3,236	2,565	
	沖縄県産業振興基金 (沖縄県産業振興基金造成費補助金、沖縄特別振興対策調整費、沖縄21世紀ビジョン推進「万国津梁」人材育成事業費補助金)	平成元年度	—	①沖縄県の地域特性を活かし、高度情報化、技術革新等に対応しつつ、公共の施策と民間活力が有機的に連動した産業振興を図る事業 ②海外に展開するグローバルな産業人材を育成し、長期・継続的に産業人材の国際化を目指すため実施する万国津梁産業人材育成事業	⑤複合型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	無	無	無	1	11,599	11,599
	沖縄県不発弾等対策安全基金 (沖縄特別振興対策事業費補助金)	平成20年度	—	不発弾等（今次の大戦による不発弾その他の火薬類をいう。以下同じ。）の爆発事故の発生を防止し、県民の安全を確保するとともに、不発弾等の爆発事故により被害を受けた者又はその遺族を支援し、及び被害を受けた住宅、施設等の復旧その他の措置を支援することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるもの	①取崩し型	①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業	対象外	有	無	有	1	870	783	
北方領土隣接地域振興等基金 (北方領土隣接地域振興等基金造成費補助金)	昭和58年度	—	①北方領土隣接地域の市若しくは町又は北海道の区域内の公共的団体等が行う振興計画に基づく事業に要する経費の一部補助 ②北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業及び北方地域元居住者の援護等に関する事業に要する経費の一部補助	④運用型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	有	無	無	1	10,063	8,050	
沖縄県交通方法変更記念特別 事業貸付基金 (沖縄県交通方法変更対策特別交付金)	昭和54年度	—	昭和53年7月30日に実施された沖縄県の交通方法変更を永く記念し、かつ、将来にわたって広く県民の福祉に寄与することを目的に設置された基金であり、沖縄県の市町村が行う道路事業、交通安全事業、街路事業、区画整理事業その他の道路交通安全対策施設事業に必要な経費の財源に充てるための貸付けを行うもの	②回転型	②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業	対象外	有	有	無	1	1,861	1,861		
地方消費者行政活性化基金 (地方消費者行政活性化交付金)	平成20年度	平成32年度末	昨今の食品表示偽装の問題、高齢者の消費者被害が急増している状況等を踏まえ、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保のための取組を支援するため、都道府県に設置した地方消費者行政活性化基金に上積み	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	無	無	有	37	1,185	1,185	
内閣府 13補助金計											49	45,552	36,932	
総務省	地域活性化・生活対策臨時交付金基金 (地域活性化・生活対策臨時交付金)	平成20年度	原則として、平成21年度中。ただし、「地方消費者行政活性化交付金等による基金の取扱いに準じる。」もの、平成23年度までのものも有り。	地方公共団体が、地域活性化等に資する事業（「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承、平成20年12月19日改定）又は「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合合会議決定）に対応した事業）を実施し、積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう、平成20年度第2次補正予算において創設	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象外	無	無	無	6	43	43

(単位: 基金、百万円)

国庫補助金等を交付した府省名	交付要綱等上の基金の名称 (国庫補助金等の名称)	設置年度	終期	基金事業の概要等	運営形態	基金事業の種類等		適用対象補助金、適用対象区分	交付要綱等における規定の整備の有無				平成28年度末基金数	28年度末基金保有額	
						交付要綱等に定める対象事業の実施方法	イ 基金事業又は単年度型事業の選択可		基本的事項の公表に係る有無	保有割合等に関する規定の有無	終期前返納規定の有無	うち国庫補助金等相当額		うち国庫補助金等相当額	
	地域活性化・経済危機対策臨時交付金基金 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	平成21年度	原則として、平成21年度中。ただし、地方消費者行政活性化交付金等による基金の取扱いに準じる。	「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定)において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象外	無	無	無	7	128	128	
	地域活性化・公共投資臨時交付金基金 (地域活性化・公共投資臨時交付金)	平成21年度	介護基盤緊急整備等臨時交付金等による基金の取扱いに準じるもの、原則として平成23年度までに取崩すものも有り。	「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定)において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象外	無	無	無	3	5	5	
	地域活性化交付金(きめ細かな交付金)基金 (地域活性化交付金(きめ細かな交付金))	平成22年度	子育て支援対策臨時特例交付金等による基金の取扱いに準じる。	「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」(平成22年10月8日閣議決定)において、「新たな交付金を創設し、観光地における電線地中化等、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行う」とされたことを踏まえ、平成22年度補正予算において、地域活性化交付金(きめ細かな交付金)を創設	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象外	無	無	無	1	0	0	
	地域の元氣臨時交付金基金 (地域の元氣臨時交付金)	平成24年度	医療施設耐震化臨時特例交付金等による基金の取扱いに準じるもの、原則として平成26年度までに取崩すものも有り。	経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別の措置として、平成24年度補正予算において地域の元氣臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を創設	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象外	無	無	無	4	60	60	
総務省 5補助金計												21	237	237	
文部科学省	安心こども基金 (子育て支援対策臨時特例交付金)	平成20年度	平成30年度末	国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、次の事業を実施する ①認定こども園整備事業 ②幼稚園耐震化促進事業	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	有	有	有	43	9,071	9,071	
	電源立地地域対策交付金基金 (電源立地地域対策交付金)	昭和56年度	事業運営基金及び施設整備基金の処分は造成年度の翌年度から5年以内、維持補修基金及び維持運営基金の処分は基金の充て当施設が供用されている期間	①発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため、原子力発電施設等の所在都道府県・市町村等に対して交付される交付金事業のうち、当該地域における地元住民の福祉の向上を目的として行われる公共用施設の整備・維持 ②発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため、原子力発電施設等の所在都道府県・市町村等に対して交付される交付金事業のうち、当該地域における地域経済の活性化を目的として行われる貸付	⑤複合型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象	有	有	有	3	535	535	
	高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金基金 (高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金)	平成22年度	事業運営基金及び施設整備基金の処分は翌会計年度以降5ヶ年間、維持補修基金及び維持運営基金の処分は対象施設が供用されている期間	発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため、高速増殖炉の研究開発施設が立地している市町村等に対して交付される交付金事業のうち、当該地域における地元住民の福祉の向上を目的として行われる公共用施設の整備・運営	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象	有	有	有	2	599	599	
	リサイクル研究開発促進交付金基金 (リサイクル研究開発促進交付金)	平成17年度	事業運営基金及び施設整備基金の処分は翌会計年度以降5ヶ年間、維持補修基金及び維持運営基金の処分は対象施設が供用されている期間	発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため、核燃料リサイクルの研究開発施設が立地している市町村等に対して交付される交付金事業のうち、当該地域における地元住民の福祉の向上を目的として行われる公共用施設の運営	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象外	有	有	有	1	22	22	
	放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金基金 (放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金)	平成26年度	事業運営基金及び施設整備基金の処分は翌会計年度以降5ヶ年間、維持補修基金及び維持運営基金の処分は対象施設が供用されている期間	発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため、原子力発電施設等の所在都道府県等に対して交付される交付金事業のうち、当該地域における科学技術の振興を目的として行われる基盤整備	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象	有	有	有	1	670	670	
文部科学省 5補助金計												50	10,899	10,898	
厚生労働省	地域医療再生基金 (地域医療再生臨時特例交付金)	平成21年度	平成30年度末	地域の医療課題の解決を図るため、各都道府県が策定した地域医療再生計画に基づく事業を実施	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	無	有	有	18	5,108	5,108	
	医療施設耐震化臨時特例基金 (医療施設耐震化臨時特例交付金)	平成21年度	平成28年度末	医療施設の耐震化を行うことにより、地震発生時において、適切な医療提供体制の維持を図ることを目的に実施する	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	無	無	有	16	8,498	8,494	
	地域医療介護総合確保基金 (医療介護提供体制改革推進交付金)	平成26年度	—	医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、将来目指すべき医療提供体制等の実現に資する事業への財政的支援を行い、施策の推進を図る	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象	有	有	有	44	88,054	58,703	

(単位：基金、百万円)

国庫補助金等を交付した府省名	交付要綱等上の基金の名称 (国庫補助金等の名称)	設置年度	終期	基金事業の概要等	運営形態	基金事業の種類等		適用対象補助金、適用外補助金の区分	交付要綱等における規定の整備の有無				平成28年度末基金数	28年度末基金保有額	
						交付要綱等に定める対象事業の方法	④その他の事業		①不確実な事故等に発生に応じて資金を交付する事業	②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業	③資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業	⑤複合型		⑥回収型	うち国庫補助金等相当額
	地域医療介護総合確保基金 (地域医療対策支援臨時特例交付金)	平成26年度	—	医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、将来目指すべき医療提供体制等の実現に資する事業への財政的支援を行い、施策の推進を図る	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象	有	有	有	40	7,526	5,017	
	緊急雇用創出基金 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金(緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業、パーソナル・サポート・モデル事業、起業支援型地域雇用創出事業、地域人づくり事業分))	平成20年度	平成28年度末	失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援又は短期的雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取組み支援のために、民間企業等に対する委託により行う事業	①取崩し型	①不確実な事故等に発生に応じて資金を交付する事業	/	対象	有	有	有	1	11	11	
	安心こども基金 (子育て支援対策臨時特例交付金)	平成20年度	平成29年度末	保育サービスの基盤整備等を推進するための基金の造成に要する経費を都道府県に交付するものである。平成28年度予算においては、新たな交付(基金への積み増し)は行わないが、基金の残額を活用して、「保育所緊急整備事業」や「認定こども園整備事業」等を実施できる	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象	有	有	有	44	70,276	70,276	
	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 (社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金)	平成21年度	平成26年度中に策定した事業計画に基づく事業の完了まで	地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化等整備やスプリンクラー整備を促進するとともに、被災地における共生型福祉施設を整備する	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	有	無	有	2	4,018	4,018	
	地域自殺対策緊急強化基金 (地域自殺対策緊急強化交付金)	平成21年度	平成30年度末	都道府県に設置する地域における自殺対策を緊急に強化するための基金の造成に必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体や民間団体等の活動を支援することにより、「地域における自殺対策力」を強化する	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	有	無	有	13	314	314	
	財政安定化基金 (財政安定化基金負担金)	平成12年度	—	介護保険財政が安定的に運営されるよう、各市町村において給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納による保険財政不足に対し貸付・交付を行う	⑤複合型	②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業	/	対象外	無	無	無	44	113,543	36,962	
	地域医療介護総合確保基金 (医療介護提供体制改革推進交付金)	平成27年度	—	医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、将来目指すべき介護提供体制等の実現に資する事業への財政的支援を行い、施策の推進を図る	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象	有	有	有	44	52,542	35,020	
	地域医療介護総合確保基金 (地域介護対策支援臨時特例交付金)	平成27年度	—	医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、将来目指すべき介護提供体制等の実現に資する事業への財政的支援を行い、施策の推進を図る	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象	有	有	有	44	135,121	84,715	
	後期高齢者医療財政安定化基金 (後期高齢者医療給付費等負担金)	平成20年度	—	保険料未納リスク、給付増リスク及び保険料上昇抑制に対応するため、国・都道府県・広域連合(保険料)が1/3ずつ拠出して、都道府県に基金を設置し、貸付等を行う	⑤複合型	①不確実な事故等に発生に応じて資金を交付する事業	/	対象	無	無	無	44	140,033	46,649	
	国民健康保険広域化等支援基金 (国民健康保険広域化等支援事業費等補助金)	平成14年度	平成29年度末	国保事業の運営の広域化及び安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、都道府県に基金を設け、①保険者の広域化や市町村合併に際し、保険料の平準化を支援するための貸付事業等(保険財政広域化支援事業)、②国保特会に赤字が見込まれる場合、その赤字を一時的に補填するための貸付事業(保険財政自立支援事業)を行う	⑤複合型	②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業	/	対象外	無	無	無	40	23,729	11,864	
	国民健康保険財政安定化基金 (国民健康保険財政安定化基金補助金)	平成27年度	—	国保財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、都道府県に財政安定化基金を設置するもの	⑤複合型	①不確実な事故等に発生に応じて資金を交付する事業	/	対象	有	無	有	44	57,487	57,487	
厚生労働省 14補助金計												438	706,267	424,645	
農林水産省	農業構造改革支援基金 (農地集積・集約化対策地方公共団体事業費補助金)	平成25年度	—	農地中間管理機構が農地の集積集約化に取り組むために必要となる事業費、事業推進費への支援。またまとった農地の貸付を行った地域、農地の出し手に対する協力金の交付。農地基本台帳の電子化・地図化に要する経費の支援	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象	有	有	有	44	27,148	27,148	
	中山間ふるさと・水と土保全対策事業 (農村地域整備開発促進費補助金)	平成5年度	—	中山間地域を中心として、農地や土地改良施設の多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図り、地域住民活動を推進する人材の育成、土地改良施設の利活用及び保全整備の促進等に対する支援を実施	④運用型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	無	無	有	39	27,156	9,052	
	中山間ふるさと・水と土保全推進事業 (農村地域整備開発促進費補助金)	平成10年度	—	棚田などの多面的機能の良好な発揮の維持と都市住民も交えた継続的な地域住民活動の推進を図り、棚田等の保全や利活用活動への支援を実施	④運用型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	無	無	有	37	15,831	5,277	
	林業・木材産業改善資金 (林業・木材産業改善資金造成費)	昭和51年度	—	林業従事者・木材産業者が経営改善を目的として新たな経営部門の開始等を行う場合の施設整備等に必要資金を無利子で貸付けけるもの。都道府県は法に基づき特別会計を設置し、林業従事者・木材産業者等に対して無利子資金の貸付けによる支援を実施しており、その貸付原資の2/3以内を政府が助成	②回転型	②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業	/	対象外	無	有	有	43	11,723	7,783	

(単位：基金、百万円)

国庫補助金等を交付した府省名	交付要綱等上の基金の名称 (国庫補助金等の名称)	設置年度	終期	基金事業の概要等	運営形態	基金事業の種類等		交付要綱等における規定の整備の有無				平成28年度末基金数	28年度末基金保有額	
						交付要綱等に定める対象事業の実施方法	適用対象補助金、対象区分	基金の基本的事項の公表に係る有無	保有割合等に規定の有無	終期前返納規定の有無	うち国庫補助金相当額			
農林水産省 9補助金計	苗木需給安定基金 (苗木需給安定基金造成事業)	昭和54年度	—	基金から生じる運用益の範囲内で苗木生産量が需要量を上回り苗木を廃棄させた場合の調整交付金を交付するもの	④運用型	①不確実な事故等に 応じて資金を交付する事業	対象外	無	有	有	10	589	294	
	林業就業促進資金 (林業就業促進資金造成費補助金)	平成8年度	—	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき都道府県が林業労働力確保支援センターを通じて、新たに林業に就業しようとする者等に対して、就業に必要な知識や技能を習得するための研修や、就業の準備に必要な資金の貸付けを行う	②回転型	②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業	対象外	無	有	有	19	319	212	
	森林整備地域活動支援基金 (森林整備地域活動支援交付金)	平成14年度	—	森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、合意形成活動、森林境界の明確化等の活動に対する補助	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	有	無	有	41	2,970	2,970
	森林整備加速化・林業再生基金 (森林整備加速化・林業再生事業費補助金、森林整備加速化・林業再生整備費補助金)	平成21年度	—	林業・木材産業の成長産業化に向けた取組の着実な推進のため、地域の主体性や創意工夫に基づく取組を通じ、地域材の需要拡大と安定供給体制の構築、持続的な林業経営の確立等を図るための緊急対策を総合的に支援	⑤複合型	②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業	対象	有	有	有	38	3,480	3,480	
	沿岸漁業改善資金 (沿岸漁業改善資金造成費補助金)	昭和54年度	—	都道府県は特別会計に造成した資金から、沿岸漁業従事者等に対して無利子で沿岸漁業改善資金の貸付けを行う	②回転型	②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業	対象	有	有	有	36	11,145	7,429	
農林水産省 9補助金計											307	100,365	63,648	
経済産業省	電源立地地域対策交付金基金 (電源立地地域対策交付金)	昭和56年度	—	基金の種類ごとに概ね以下に定める期間を原則としている。 ①事業運営基金 造成年度の翌年度から5年以内 ②施設整備基金 造成年度の翌年度から5年以内 ③維持補修基金 基金の充当対象施設が供用されている期間 ④維持運営基金 基金の充当対象施設が供用されている期間	⑤複合型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象	有	有	有	164	55,631	55,236
	技術振興基金 (産業再配置促進環境整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金)	昭和58年度	平成27年度末	高度な工業技術の開発又は利用に関する研修事業又は指導事業	④運用型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	有	無	有	3	3,707	1,028
	研修指導基金 (産業再配置促進環境整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金)	昭和58年度	平成27年度末	高度な工業技術の開発又は利用に関する研修事業又は指導事業	④運用型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	有	有	1	620	192	
	地域産業活性化基金 (地域産業活性化推進対策費補助金)	平成元年度	平成27年度末	技術革新の進展に即応した技術の中小企業者による利用を支援する事業	④運用型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	有	無	有	1	644	314
	大谷石採取場跡地安全基金 (岩石採取場跡地等安全対策費補助金)	平成元年度	—	岩石採取場跡地等の安全確保のために採石業者又は土地所有者等が行う対策に要する資金の調達に係る債務保証及び大谷石採取場跡地観測システムの管理・運営	⑤複合型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	無	無	有	1	2,000	750
	産炭地域環境整備基金 (産炭地域活性化事業費補助金)	平成7年度	—	ばた山及び石炭放置坑口残存地域を対象として、危険ばた山、石炭鉱放置坑口等の管理、補修、活用等の環境整備を行う事業	⑤複合型	①不確実な事故等に 応じて資金を交付する事業	対象外	無	無	無	3	1,728	1,151	
	産炭地域新産業創造等基金 (産炭地域活性化事業費補助金)	平成12年度	—	産炭地域が自立的に行う新たな産業の創造等に資する事業を推進する	①取崩し型	④その他の事業	イ 基金事業のみ	対象外	無	無	有	4	3,470	2,214
	原子力発電施設等立地地域特別交付金基金 (原子力発電施設等立地地域特別交付金)	平成18年度	—	基金の種類ごとに概ね以下に定める期間を原則としている。 ①事業運営基金 造成年度の翌年度から5年以内 ②施設整備基金 造成年度の翌年度から5年以内 ③維持補修基金 基金の充当対象施設が供用されている期間 ④維持運営基金 基金の充当対象施設が供用されている期間	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象	有	有	有	3	960	960
施設整備基金 (石油貯蔵施設立地対策等交付金)	平成19年度	—	石油貯蔵施設が立地する周辺地域における住民福祉の向上を通じ、石油貯蔵施設の設置の円滑化を図るため、石油貯蔵施設の立地市町村・隣接市町村に係る公共用の施設(消防・道路・社会福祉等)の整備を支援する	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象	有	有	有	19	747	747	



(単位: 基金、百万円)

国庫補助金等を交付した府省名	交付要綱等上の基金の名称 (国庫補助金等の名称)	設置年度	終期	基金事業の概要等	運営形態	基金事業の類型等		適用対象補助金、対象区分	交付要綱等における規定の整備の有無			平成28年度末基金数	28年度末基金保有額	
						交付要綱等に定める事業の実施方法	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可		イ 基金事業のみ	基本的事項の公表に係る有無	保有割合等に規定の有無		終期前規定の有無	うち国庫補助金等相当額
経済産業省	原子力発電施設立地地域共生交付金基金 (原子力発電施設立地地域共生交付金)	平成26年度	基金の種類ごとに概ね以下に定める期間を原則としている。 ①事業運営基金 造成年度の翌年度から5年以内 ②施設整備基金 造成年度の翌年度から5年以内 ③維持補修基金 基金の充当対象施設が供用されている期間	電力の安定的な供給を確保するため、運転年数が30年を経過している原子力発電施設、いわゆる高経年化炉が所在している道県が行う持続的な地域振興に資する事業の経費に充てる	①取崩し型 ④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	イ 基金事業のみ	対象	有	有	有	3	3,512	3,512
	核燃料サイクル交付金基金 (核燃料サイクル交付金)	平成21年度	基金の種類ごとに概ね以下に定める期間を原則としている。 ①事業運営基金 造成年度の翌年度から5年以内 ②施設整備基金 造成年度の翌年度から5年以内 ③維持補修基金 基金の充当対象施設が供用されている期間	核燃料サイクル施設等の設置及び運転の円滑化を図るため、既に核燃料サイクル施設等の立地受入れなどを行った都道府県に対し、交付金を交付し、核燃料サイクル施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要があるものとして認められた計画に基づき事業を実施するための費用に充てるもの	①取崩し型 ④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	イ 基金事業のみ	対象	有	有	有	5	1,635	1,635
	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金基金 (原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金)	平成27年度	—	原子力発電所を取り巻く環境変化が立地地域に与える影響を緩和するため、その区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県又はその区域内に設置された原子力発電施設が廃止された市町村に対し交付限度額の範囲内で交付金を交付し、各種の事業の費用に充てるもの。	①取崩し型 ④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	イ 基金事業のみ	対象	無	無	無	5	1,378	1,378
	南海トラフ巨大地震亜鉛鉱跡防災対策事業基金 (旧鉱物採掘区域防災対策費補助金)	平成28年度	平成32年度末	南海トラフ巨大地震で震度6弱以上が予想される地域であって、亜鉛採掘跡の陥没の危険性が見込まれる場合において、より効果的・効率的な工法及び調査手法を検証しつつ、地盤の弱い弱性調査及び陥没を防止するための工事等を行う	①取崩し型 ④その他の事業	①不確実な事故等に発生に応じて資金を交付する事業	イ 基金事業のみ	対象外	有	有	有	1	7,553	6,798
経済産業省 13補助金計											213	83,590	75,920	
国土交通省	まちづくりファンド (都市再生推進事業費補助)	平成17年度	—	地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上に資する民間事業者によるリノベーションその他のまちづくり事業を支援するため、民間まちづくり事業への出資又は助成を行うまちづくりファンドに対して資金拠出による支援を行う	①取崩し型 ④その他の事業	イ 基金事業のみ	イ 基金事業のみ	対象外	無	無	有	61	917	917
	明日香村整備基金 (明日香村整備基金造成費補助金)	昭和55年度	—	明日香村特別措置法第8条の規定に基づき、明日香村の歴史的風土の保存及び住民生活の安定向上等を図るために行われる事業に対して、支援を行う	④運用型 ④その他の事業	イ 基金事業のみ	イ 基金事業のみ	対象外	無	無	有	1	3,228	2,499
国土交通省 2補助金計											62	4,145	3,416	
環境省	再生可能エネルギー等導入推進基金 (平成24年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)	平成24年度	平成28年度末(熊本市のみ平成32年度末まで延長)	東日本大震災の被災地域の復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需要の逼迫を背景として、地方公共団体が行う防災拠点等へ再生可能エネルギー等の地域資源を活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を進めていくことが国を挙げての課題となっている。このため、基金制度を活用して、被災地域などの避難所や防災拠点において、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するため再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援する	①取崩し型 ④その他の事業	イ 基金事業のみ	イ 基金事業のみ	対象外	有	無	有	10	158	158
	再生可能エネルギー等導入推進基金 (平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)	平成26年度	平成28年度末	東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、防災・減災への取組を柱とする「強靱な国土整備」と、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が国を挙げての課題となっている。このため、基金制度を活用して、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等において、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するために、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援する	①取崩し型 ④その他の事業	イ 基金事業のみ	イ 基金事業のみ	対象	有	有	有	19	1,544	1,544
	地域環境保全基金 (平成元年地域環境保全対策費補助金)	平成元年	—	地球環境問題に対する国際的な取組の急速な展開等を受けて、国のみならず地域に根ざした環境保全への取組を全国的かつ強力に展開することが緊急の課題となっていることに鑑み、地域環境保全活動に要する財源を安定的に確保し、必要な事業を継続的かつ着実に実施するために設置されたもの	④運用型 ④その他の事業	イ 基金事業のみ	イ 基金事業のみ	対象外	有	無	有	51	28,207	9,448
	茨城県原子力安全等推進基金 (放射線影響調査等交付金)	平成11年度	—	平成11年に発生した東海村ウラン加工施設の臨界事故による周辺住民の健康不安に対応するため、東海村及び那珂市において希望者に対する健康相談及び心のケア相談等を行う	①取崩し型 ④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	イ 基金事業のみ	対象外	有	無	有	1	226	226
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進基金 (産業廃棄物適正処理推進費補助金)	平成25年度	平成37年度末	ポリ塩化ビフェニルを使用した廃蛍光灯安定器の処理施設が立地する地元自治体において、当該処理が安全かつ確実に実施されることを確保するための環境整備に関する事業	①取崩し型 ④その他の事業	イ 基金事業のみ	イ 基金事業のみ	対象	有	有	有	2	421	421

(単位：基金、百万円)

国庫補助金等を交付した府省名	交付要綱等上の基金の名称 (国庫補助金等の名称)	設置年度	終期	基金事業の概要等	運営形態	基金事業の種類等		適用対象補助金、対象区分	交付要綱等における規定の整備の有無			平成28年度末基金数	28年度末基金保有額	
						交付要綱等に定める対象事業の方法	③事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業		基金の基本的事項に係る規定の有無	保有割合等に規定の有無	終期前返納規定の有無		うち国庫補助金等相当額	
	熊本地震災害廃棄物処理基金事業 (災害等廃棄物処理促進費補助金)	平成28年度	平成30年度末	平成28年熊本地震による被害が甚大であり、社会的経済的影響が極めて大きいことに鑑み、平成28年熊本地震により被害を受けた市町村が当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じる場合、本基金を活用し地方負担額をさらに軽減するもの	①取崩し型			対象	有	有	有	1	2,464	2,464
環境省 6補助金計											84	33,021	14,263	
防衛省	特定防衛施設周辺整備調整交付金により造成された基金 (特定防衛施設周辺整備調整交付金)	平成23年度	—	ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射撃が実施される演習場、広大な面積を占有する防衛施設など、その設置・運用が周辺地域の住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設を「特定防衛施設」として、その周辺地域を管轄する市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定し、毎年度、特定防衛施設が特定防衛施設関連市町村の面積に占める割合や運用の態様などに応じて交付金の交付限度額を決定 特定防衛施設関連市町村は、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活環境の改善等のために有効な事業を計画し、実施するものである。	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象	有	無	有	128	9,032	8,895
	再編交付金により造成された基金 (再編交付金)	平成19年度	—	駐留軍等の再編によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を「再編関連特定防衛施設」として、その周辺地域をその区域とする市町村を「再編関連特定防衛施設」として指定し、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等に応じて交付金の交付限度額を決定 再編関連特定防衛施設市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象	有	無	有	110	12,169	12,127
	再編関連特別地域整備事業により造成された基金 (再編関連特別地域整備事業)	平成27年度	—	駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる県に対し、当該県の区域内に所在する再編関連特定防衛施設市町村の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定 当該県は、再編関連特定防衛施設市町村の区域内において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。	①取崩し型	④その他の事業	ア 基金事業又は単年度型事業の選択可	対象	有	無	有	1	318	318
防衛省 3補助金計											239	21,520	21,341	
70補助金合計											1,463	1,005,600	651,305	

注 (1) 「基金事業の概要等」は、各府省が平成29年度に公表している執行状況表から引用するなどしている。その他の項目は、28年度末時点における状況について、各府省又は各都道府県から徴した特別調査等を基に会計検査院が集計等している。

注 (2) 平成24年度末から28年度末までの間に、他府省から移管された基金については、移管先府省に計上している。

注 (3) 国庫補助金等数は、各府省が平成29年度に公表している執行状況表において基金ごとに報告している国庫補助金等を基に集計している。また、基金数は、国庫補助金等ごとに集計している。

注 (4) 総務省の5基金は、内閣府から総務省に予算の移替えを行っているものである。

注 (5) 岩手、宮城、福島各県並びに当該3県の市町村及び当該3県から間接交付された資金により法人等に設置造成された基金を除いている。

別表2 過去3か年度において基金事業の事業実績がない基金

(単位：百万円)

国庫補助金等の交付府省名	基金の名称 (国庫補助金等の名称)	地方公共団体等名	平成28年度末 基金保有額	執行状況の分類
内閣府	沖縄県不発弾等対策安全基金 (沖縄特別振興対策事業費補助金)	沖縄県	870	②
総務省	地域の元気臨時交付金基金 (地域の元気臨時交付金)	三重県	60	①
	地域活性化・経済危機対策臨時交付金基金 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	岡山県	62	④※
厚生労働省	医療施設耐震化臨時特例基金 (医療施設耐震化臨時特例交付金)	大分県	803	③
農林水産省	森林整備地域活動支援基金 (森林整備地域活動支援交付金)	千葉県	10	①
経済産業省	施設整備基金 (石油貯蔵施設立地対策等交付金)	(北海道) 登別市	25	③
	原子力発電施設等立地地域特別交付金基金 (原子力発電施設等立地地域特別交付金)	(福井県) 大飯郡 おおい町	216	③
国土交通省	まちづくりファンド (都市再生推進事業費補助)	(北海道) 虻田郡 喜茂別町	10	④
		(茨城県) かすみが うら市	43	④
		(群馬県) 渋川市	35	①
		(広島県) 安芸郡 熊野町	18	④
		(福岡県) 大野城市	15	①
		(長崎県) 北松浦郡 小値賀町	30	①
防衛省	特定防衛施設周辺整備調整交付金により造成された基金 (特定防衛施設周辺整備調整交付金)	(東京都) 羽村市	331	③
		(沖縄県) 浦添市	153	③
		(沖縄県) 中頭郡 北谷町	998	③
16基金計			3,684	

## 分類凡例

記号	分類	基金数
①	29年度以降に既に国庫返納が行われていた(30年9月末現在)もの	5
②	不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業であり、基金の取崩しの対象となる事故等が発生しなかったとしていたもの	1
③	基金事業の計画し、過去3か年度は基金事業の執行がない期間であったとしていたもの	6
④	基金事業の事情により、過去3か年度において基金事業の実施に至らなかったとしていたもの	4
	うち、今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていないもの(※)	1
計		16

別表3 基金保有倍率が10倍以上となっている基金

(単位：百万円、倍)

国庫補助金等の交付府省名	基金の名称 (国庫補助金等の名称)	地方公共団体等名	平成28年度末基金保有額 (a)	事業実績額				基金保有倍率 (a/b)	執行状況の分類
				26年度	27年度	28年度	3か年度平均 (b)		
総務省	地域活性化・経済危機対策臨時交付金基金 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	鳥取県	16	0	0	0	0	514.1	④※
農林水産省	森林整備地域活動支援基金 (森林整備地域活動支援交付金)	山梨県	63	0	0	0	0	141.7	④※
文部科学省	安心子ども基金 (子育て支援対策臨時特例交付金)	鳥取県	377	27	—	—	9	41.9	④※
環境省	茨城県原子力安全等推進基金 (放射線影響調査等交付金)	茨城県	226	8	6	6	7	31.1	③
防衛省	再編交付金により造成された基金 (再編交付金)	(茨城県) 鉾田市	66	2	2	2	2	25.8	③
農林水産省	森林整備地域活動支援基金 (森林整備地域活動支援交付金)	群馬県	147	7	6	6	6	22.1	④※
農林水産省	森林整備地域活動支援基金 (森林整備地域活動支援交付金)	和歌山県	252	10	12	11	11	22.0	④※
文部科学省	リサイクル研究開発促進交付金基金 (リサイクル研究開発促進交付金)	(滋賀県) 長浜市	22	1	1	0	1	21.4	④
国土交通省	まちづくりファンド (都市再生推進事業費補助)	(香川県) 綾歌郡 宇多津町	23	—	3	—	1	20.1	④
防衛省	特定防衛施設周辺整備調整交付金により造成された基金 (特定防衛施設周辺整備調整交付金)	(長崎県) 西海市	17	0	0	1	0	19.9	④
農林水産省	農業構造改革支援基金 (農地集積・集約化対策地方公共団体事業費補助金)	愛媛県	880	28	67	38	44	19.6	④※
防衛省	再編交付金により造成された基金 (再編交付金)	(東京都) 福生市	324	17	18	16	17	19.0	③
国土交通省	まちづくりファンド (都市再生推進事業費補助)	(京都府) 与謝郡 伊根町	10	—	1	—	0	16.9	④
農林水産省	森林整備地域活動支援基金 (森林整備地域活動支援交付金)	奈良県	256	18	16	12	15	16.3	④
国土交通省	まちづくりファンド (都市再生推進事業費補助)	(島根県) 益田市	13	1	1	0	0	14.5	④
農林水産省	農業構造改革支援基金 (農地集積・集約化対策地方公共団体事業費補助金)	和歌山県	556	68	12	36	39	14.2	④※
経済産業省	産炭地域新産業創造等基金 (産炭地域活性化事業費補助金)	熊本県	539	9	37	67	38	14.1	④※
防衛省	特定防衛施設周辺整備調整交付金により造成された基金 (特定防衛施設周辺整備調整交付金)	(青森県) 下北郡 東通村	130	26	—	1	9	13.8	③
国土交通省	まちづくりファンド (都市再生推進事業費補助)	(大阪府) 東大阪市	21	—	5	—	1	13.0	④
国土交通省	まちづくりファンド (都市再生推進事業費補助)	(岐阜県) 可児郡 御嵩町	16	—	4	—	1	12.7	④
国土交通省	まちづくりファンド (都市再生推進事業費補助)	(千葉県) 四街道市	16	3	—	—	1	12.6	④
総務省	地域活性化・生活対策臨時交付金基金 (地域活性化・生活対策臨時交付金)	(北海道) 網走市	33	3	2	2	2	12.3	④※
防衛省	再編交付金により造成された基金 (再編交付金)	(広島県) 大竹市	135	16	12	4	11	12.1	④
防衛省	再編交付金により造成された基金 (再編交付金)	(福岡県) 築上郡 築上町	324	28	28	24	27	11.9	④
経済産業省	産炭地域新産業創造等基金 (産炭地域活性化事業費補助金)	北海道	1,483	68	107	196	124	11.9	④
文部科学省	安心子ども基金 (子育て支援対策臨時特例交付金)	島根県	27	6	—	—	2	11.8	④

国庫補助金等の交付府省名	基金の名称 (国庫補助金等の名称)	地方公共団体等名	平成28年度末基金保有額 (a)	事業実績額				基金保有倍率 (a/b)	執行状況の分類
				26年度	27年度	28年度	3か年度平均 (b)		
防衛省	再編交付金により造成された基金 (再編交付金)	(山口県) 岩国市	939	83	83	73	80	11.7	③
防衛省	再編交付金により造成された基金 (再編交付金)	(沖縄県) 国頭郡 宜野座村	108	7	9	10	9	11.6	④
防衛省	再編交付金により造成された基金 (再編交付金)	(神奈川県) 横須賀市	239	21	21	21	21	11.4	③
内閣府	沖縄市特定駐留軍用地等内土地取得事業 (沖縄振興特別推進交付金)	(沖縄県) 沖縄市	668	—	107	71	59	11.1	②
国土交通省	まちづくりファンド (都市再生推進事業費補助)	(福岡県) うきは市	33	—	0	9	3	10.7	④
農林水産省	森林整備地域活動支援基金 (森林整備地域活動支援交付金)	徳島県	103	15	4	10	10	10.1	④
32基金計			8,079						

分類凡例

記号	分類	基金数
①	29年度以降に既に国庫返納が行われていた(30年9月末現在)もの	0
②	不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業であり、基金の取崩しの対象となる事故等の発生が少なかったとしていたもの	1
③	基金事業の計画上、過去3か年度は基金事業の執行が少ない期間であったとしていたもの	6
④	基金事業の事情により、過去3か年度において当初の計画よりも基金事業の実施が少なかったとしていたもの	25
	うち、今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていないもの(※)	9
計		32

別表2及び別表3の計

記号	分類	基金数
①	29年度以降に既に国庫返納が行われていた(30年9月末現在)もの	5
②	不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業であり、基金の取崩しの対象となる事故等が発生しなかった又は少なかったとしていたもの	2
③	基金事業の計画上、過去3か年度は基金事業の執行がない又は少ない期間であったとしていたもの	12
④	基金事業の事情により、過去3か年度において基金事業の実施に至らなかった又は当初の計画よりも基金事業の実施が少なかったとしていたもの	29
	うち、今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていないもの(※)	10
計		48

		%				%				%				%
		·fLL	·fML	fW U VL	fX UfVL	·fYL	·fZL	fY ZL	fV YfL	·fLL	·fL	fL ] ^L	fL ]#L	
		%		%	%SS'S	%		%	%SS'S	%		%	%SS'S	%SS'S
		%		%	%SS'S	%		%	%SS'S	%		%	%SS'S	%SS'S
		%		%	%SS'S	%		%	%SS'S	%		%	%SS'S	%SS'S
		%-	(	%	-"	%	%	%S	-"S	%-	S	%S	-"+	,"
		%	'	%	-**	%	'	%	-**	%	%	%	-"%	-+"
		%-	,	%	-**	%-	,	%	-**S	%S	+	%	-**	-**S
		%	%	%	-"%	%	S	%	-**	%	S	%	-"	-**
		'+	%	'	-"&	'	'	%	'	-"	+	'	-"	-**&
		%-	%	'S-	-**	%	'S-	-"	-"	%	'S-	-"	-**	-**S
		)Z, (	(%)	*Z&-	-"(	)Z, &	(%)	*Z'S-	-"(	*Z' %		*Z' %	%SS'S	-"**
		%	%	%	-"	%	%	%	-"	%	-	%	-**S	-"
		%*	'	%-	-"&	%'	)	%-	-**	%S	%	%-	-"	-"S
		'-	'(	'+	-S+	'S	%	'+	-"	'S	%	'+	-**	-"**
		+	S	+	-"	)-	,	+	-"	*S	+	+	-S&	-S*
		)&	-+	*&	,"(	), S	(	*&	-S+	*S	%	*&	-**	-%%
		(-	))	)()	-"	(-*	(-	)()	-%S	)S&	(&	)()	-S&	-%S
		%+)	%	%SSS	-"	%%	%*	%SSS	-S*	%%	%	%SSS	-"S	-S(
		%S(	'S	%	-"	%	%	%	-S%	%S+	%	%	-"%	-"S
		%&	%	%	-"	%'	%	%	-"&	%(	%	%	-"	-"S
		%	(%	% (	-"	%-	%	%	-"&	%'	%	%	-%S	+"-
		%%	(	'S+	-"%	%*	'%	'S+	-"	%	%	%	-"	+"%
		%&	(%	%'	-"	%	'	%'	-"&	%'	'S	%'	-"S	+"-
		."	%	-"	-"	."	%	-"	-"	."	%	-"	-"	+"*
		%&	(S	%&	-"	%	%"	%&	-"	%&	%	%	-"	+"%
		(-	%	%	-"	%)	-S	%	-"&	%)	%"	%	-"	-"&
		**&	%S	+, &	-"	)S&	%S	*S&	-"	)S&	%"	*S&	-"	-"
		%S	%	%S	-"S	%	%	%	-"	%	%"	%	-"	-"
		'%	%"	'S	-"	'%	%"	'+	-"	'&	(-	'+	-"	-"
		%-	,"S	'S	+"	%	)S	'&	-"(	%	'&	%	+"S	-"(
		%	(%	%S	+"	%S	%	%S	+"	%"	%S	%"	-"%	%"
		%	%	%	+"	%	%	%	-"	%	%	%	-"	%"S
		+++	%	%SS-	+"S	."	%&	%SS-	-"	%"	%&	)-	-"	%"(
		%	%"	%	+"	%	(	%	+"	%	%	%	+"	%"&
		*)S	%"	((	+"	%"	%"	((	-"	%"	%"	)-	-"(	-"S+
		%-	'+	%"	+"	%"	%"	%"	-"&	%"	(%	%"	+"	-"S&
		(*	%S(	-"S	+"	))&	%"	-"	+"	*S	,"	-"	+"	+"
		))%	%	+"	+"S	'S	%"	+"	+"	)-	%"	%"	+"&	+"&
		%S	)S	%	-"S(	%)	(	%S	+"	%&	(	%S	+"S	+"(
		+	'(	%	-"	,"	%	%"	+"	)-	%"	%	-"	+"(
		)S-	%"	%"	+"	-'	%"	))*	+"&	(%	%"S	))*	+"	+"&
		)+%	%*	,"S	+"	%"	%"	,"S	+"	%"	%"	,"S	-"S*	+"&
		%	%"	'&	-"S+	%"	))	%	+"	%"S	%"	%	+"&	+"

